

安城市国土強靭化地域計画

令和2年8月



目 次

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ	1
1 計画の策定趣旨.....	1
2 計画の位置づけ等	2
① 計画の位置づけ	2
② 対象とする区域	3
③ 近隣市町等との連携	3
第2章 安城市の地域特性等.....	4
1 安城市的地域特性	4
① 地形.....	4
② 人口動向	5
③ 産業特性	6
④ まちの現状	7
⑤ 社会資本の老朽化等	8
2 安城市に影響を及ぼす大規模自然災害	9
① 想定するリスクの考え方	9
② 地震・津波により想定される被害	9
1) ハザード被害	12
2) リスク被害	13
③ 豪雨・台風により想定される被害	19
1) 都市浸水想定区域	19
2) 河川洪水浸水想定及び河川浸水予想	20
3) 土砂災害	22
④ その他の大規模自然災害	22
1) 異常渇水	22
第3章 安城市的強靭化の基本的な考え方	23
1 安城市的強靭化の基本目標	23
2 安城市的強靭化を進める上での留意事項.....	23
第4章 安城市的脆弱性評価と強靭化の推進方針.....	24
1 脆弱性評価	24
① 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)設定 ..	24
② 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定	26
③ 脆弱性評価結果と重要業績指標の設定	26

2 推進すべき施策の方針.....	27
① リスクシナリオごとの施策の推進方針	27
② 施策分野ごとの施策の推進方針.....	64
1) 個別施策分野.....	64
2) 横断的分野	77
第5章 計画推進の方策.....	81
1 計画の推進体制.....	81
2 計画の進捗管理.....	81
3 計画の見直し	81
資料編	82
■ 用語解説	82
重要業績指標（KPI）一覧.....	90
(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	92
(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果.....	121

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1 計画の策定趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。平成26年6月には基本法に基づき、国土強靭化に関する他の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定された。

また、愛知県においても県の強靭化に関する施策について、国の国土強靭化施策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携によって推進する指針として「愛知県地域強靭化計画」が平成28年3月に策定され、令和2年3月には改訂が行われた。

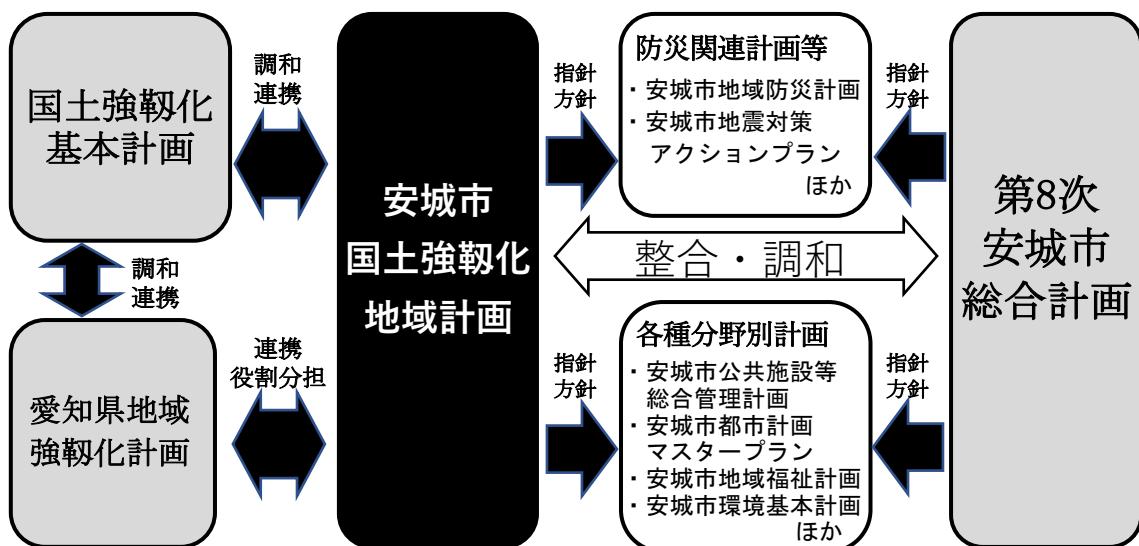
こうした動向を踏まえ、本市においても、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靭な地域」をつくりあげるために、本市の強靭化に関する指針となる「安城市国土強靭化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定するものである。

2 計画の位置づけ等

① 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条の規定に基づき、県と同様に国の国土強靭化施策との調和を図りながら、本市における地域の強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市政運営の基本方針である「第8次安城市総合計画」を最上位計画とし、整合・調和を図りつつ、地域の強靭化を推進していくための根本となる理念や視点、基本目標、対策方針を定めるものである。

また、愛知県地域強靭化計画が本市を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との連携・役割分担を図るとともに、災害に対処するための基本的な計画である「安城市地域防災計画」や、「安城市公共施設等総合管理計画」などの各種分野別計画との整合を図りながら、本市における強靭化施策を推進する上で指針として位置付ける。



② 対象とする区域

本計画は、市民や市域内の通勤・通学者等の来訪者の生命・身体・財産の保護、市民の生活及び経済活動に与える被害等の最小化を図るものであることから、対象区域は市全域とする。

③ 近隣市町等との連携

広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、広域連携が必要になることが考えられるため、国、県、近隣自治体等との連携・協力も考慮する。

特に西三河地域は、愛知県のほぼ中央部を縦断する形で位置し、9市1町で形成された地域である。中心的な産業は工業で、製造品出荷額は西三河地域だけで全国の8.3%（年間約25兆円）を占め、日本を代表する産業集積地となっている。

こうした活発な産業活動を背景に、本地域には160万人が居住しており、製造業の従業員とその生活を支える3次産業に携わる市民によりまちが形成されていることから、大規模災害が発生した場合には、市民の生命財産を守るにとどまらず、早期の復旧復興を果たすことが西三河地域共通の使命であり、地域の強靭化や、国全体の強靭化への貢献に向けては、西三河地域で方針を共有し、連携を強化しながら取り組むことが重要である。

第2章 安市の地域特性等

1 安市の地域特性

① 地形

安城市は、愛知県のほぼ中央にあたり西三河平野の中心に位置する。周囲は、東が岡崎市、南は西尾市、西は刈谷市・高浜市・碧南市、北は豊田市・知立市に接しており、岡崎市・西尾市との間の一部が矢作川により区切られていること、碧南市との間に油ヶ淵及び長田川による区切りがある程度で、特に目立った地理的境界はみられない。

西三河平野の主要部は、洪積台地によって占められている。この台地は高位から三好面、挙母面、碧海面、越戸面の4地形面に分けられ、安市の主要部は碧海面にのっている。

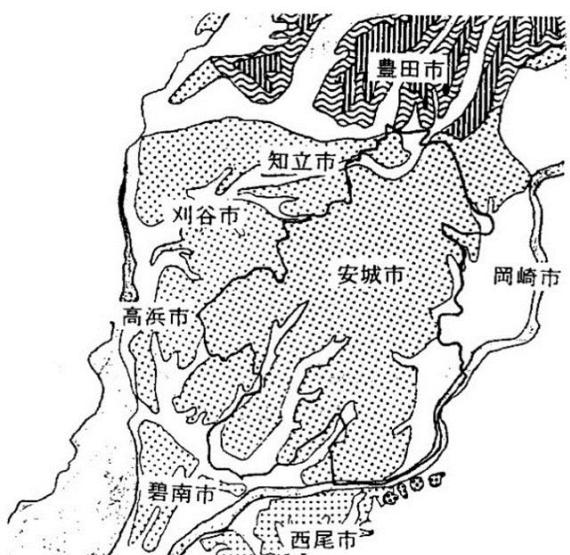
碧海面は、西三河平野において最も広い面積を占める台地であり、矢田川累層あるいは花崗岩を直接におおう堆積物、すなわち碧海層からなる。碧海層の層厚は豊田市域のあたりで3~8m程度あるが、安城市域より下流部では、少なくとも20m以上に及ぶものと推定される。碧海層の分布区域のうち、砂礫層で構成される東海道線以北の地域は、極めて良好な地盤だが、それより南の地域では、砂層・シルト層・粘土層で他の段丘・丘陵構成層と比べてやわらかい地層となっている。

地形的には、標高差約30mと平坦で、海岸線もないことから近隣市と比べると地震による地滑りや津波による被害の心配は極めて少なくなっている。

なお、市域内に活断層の存在は、確認されていないものの、近隣には豊田市から大府市を経て西尾市に至る猿投-高浜断層帯が、西尾市から蒲郡市にかけて深溝断層等が確認されているため、本市においても内陸直下型地震による被害が想定される。

図 表層地質図

沖積層	□
段丘堆積層 (碧海層)	▨
(三好・挙母層)	▨
瀬戸層群 (矢田川累層)	▨
中生層 (領家変成岩類)	▨



② 人口動向

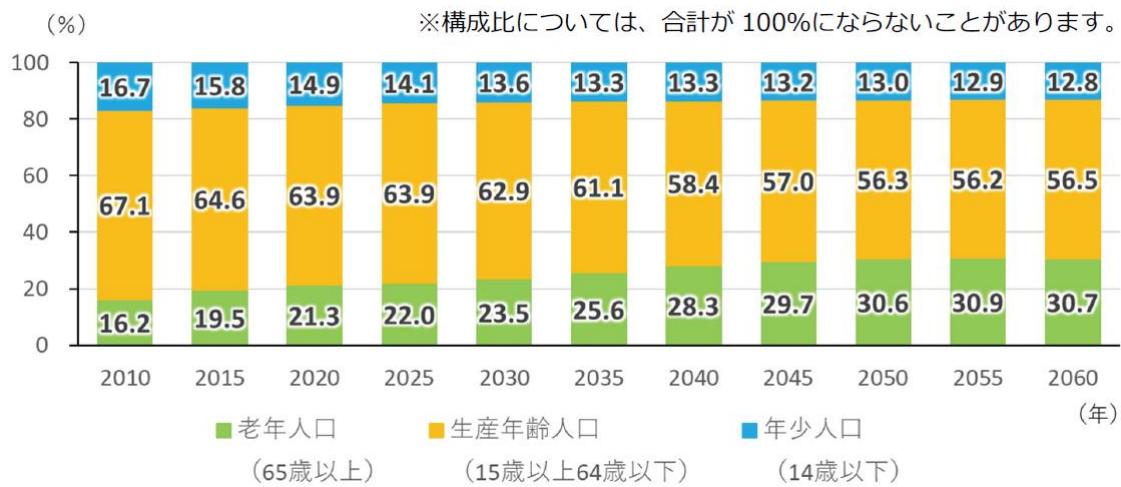
国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（平成30年（2018年）推計）を踏まえた本市による推計結果によると、人口は令和12年（2030年）の19万3千人余がピークとなる見通しであり、全国で急速な人口減少が進む中で、今後10年程度では依然として増加する見込みとなっている。（住民基本台帳ベースでの推計結果）

一方、年少人口は既に減少傾向にあり、老人人口の増加とともに、少子高齢化が急速に進む見通しである。また、生産年齢人口は、令和7年（2025年）がピークになる見通しである。

図 本市の将来人口“規模”の見通し（第8次安城市総合計画後期計画）



図 本市の将来人口“構成比”の見通し（第8次安城市総合計画後期計画）



出典：第8次安城市総合計画後期計画

③ 産業特性

本市の農業は、西三河地方に農業用の水を供給する目的で作られた「明治用水」が1890年に完成したことにより発展し、国の農業機関や農林学校などが移設されたことで、農業の近代化が進み、農業先進国だったデンマークに例えられ「日本デンマーク」と呼ばれるようになった。現在でも市内の農業は盛んで、「イチジク」や「梨」の栽培も行われている。市内には矢作川やその支流など川が多く、水田が多いのも特徴である。

工業については、1960年に既存工場の設備増強と誘致を目的に工場誘致条例が制定され、国道1号やJR東海道本線といった大動脈が通過する地理的条件も加わり、市内には多数の工場が設立された。さらに、1967年に日本電装（現・デンソー）安城製作所が進出してからは、トヨタ系企業を中心とする自動車工業の集約が進んでいる。

商業については、明治時代に安城駅が設置されてから、駅の南に出来た商店街を中心として発展をしてきたが、モータリゼーションの進展により1990年代頃から市内外に郊外型の大型商業施設が次々と開業するなか、商業の中心は郊外の幹線道路沿いに移っている。

観光については、赤松町にある安城産業文化公園デンパークは、園内に温室や花壇などがあり、市外からの利用も多い集客施設となっている。また、毎年8月の第一金曜日からの3日間に開催される安城七夕まつりは、本市で最大の観光資源である。

表 安城市の産業に関する統計まとめ

項目	金額	備考
農業産出額	70億円	農林水産省 平成30年市町村別農業産出額（推計）
製造品出荷額等	22,840億円	経済産業省 平成30年工業統計調査
年間商品販売額	6,183億円	経済産業省 平成26年商業統計調査

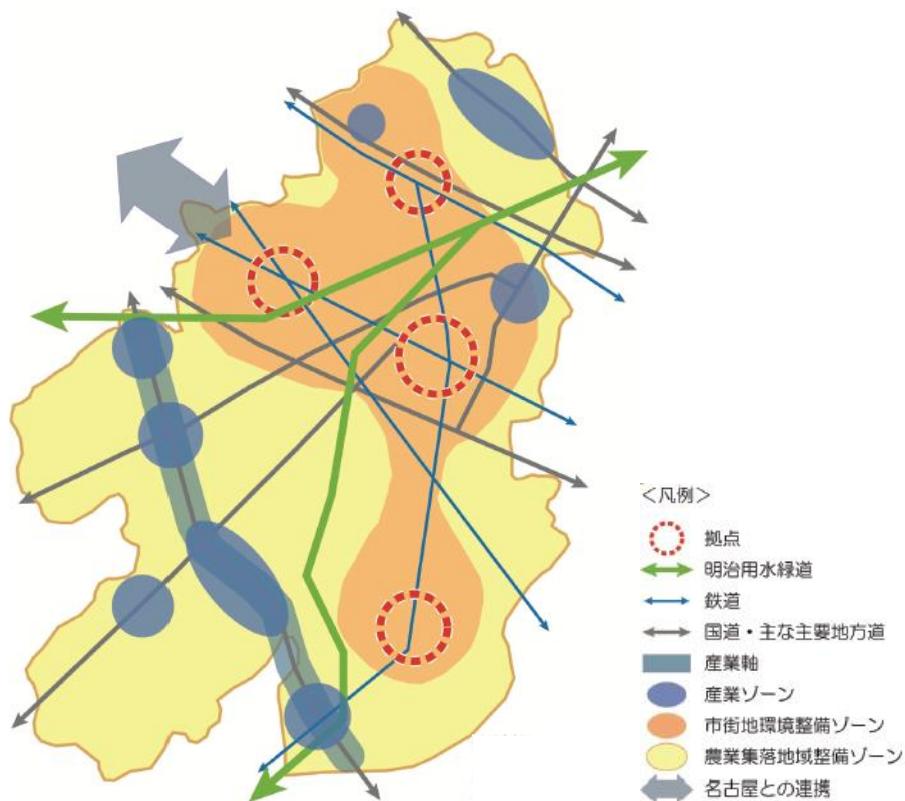
④ まちの現状

本市の市域全体は86.05km²で、その内、市街化区域は21.58km²で全体の約25%を占める。残りの約75%である64.47km²は、優れた田園地帯を構成する農地や既存集落が点在する市街化調整区域となっている。

本市では、国道1号やJR東海道本線、名鉄名古屋本線が通る地域を中心に市街地の形成が始まり、鉄道各駅を中心とした市街地が広がっている。特に、JR安城駅、JR三河安城駅、名鉄新安城駅、名鉄桜井駅周辺で高密度な市街地が形成されている。

現在、JR安城駅周辺を都市拠点、JR三河安城駅周辺を広域拠点、名鉄新安城駅周辺・名鉄桜井駅周辺を地域拠点とし、各地区の特性に応じた個性的な魅力ある拠点を形成し、各拠点を中心とした都市基盤整備により、人々が集い交流するコンパクトシティ型都市構造の形成を目指したまちづくりを進めている。

図 土地利用構想図



出典：第8次安城市総合計画後期計画

⑤ 社会資本の老朽化等

これまで本市は、人口増加に合わせ、学校や公営住宅、道路・橋梁、上・下水道などの公共施設等の整備を一斉に進め、都市基盤の形成や行政サービスの提供を行ってきた。

本市では、1970～80年代の高度経済成長期に、市民や地域のニーズに応じて多くの公共施設等を建設しており、今後老朽化とともに大規模な改修や建替えなどの必要性が見込まれる。

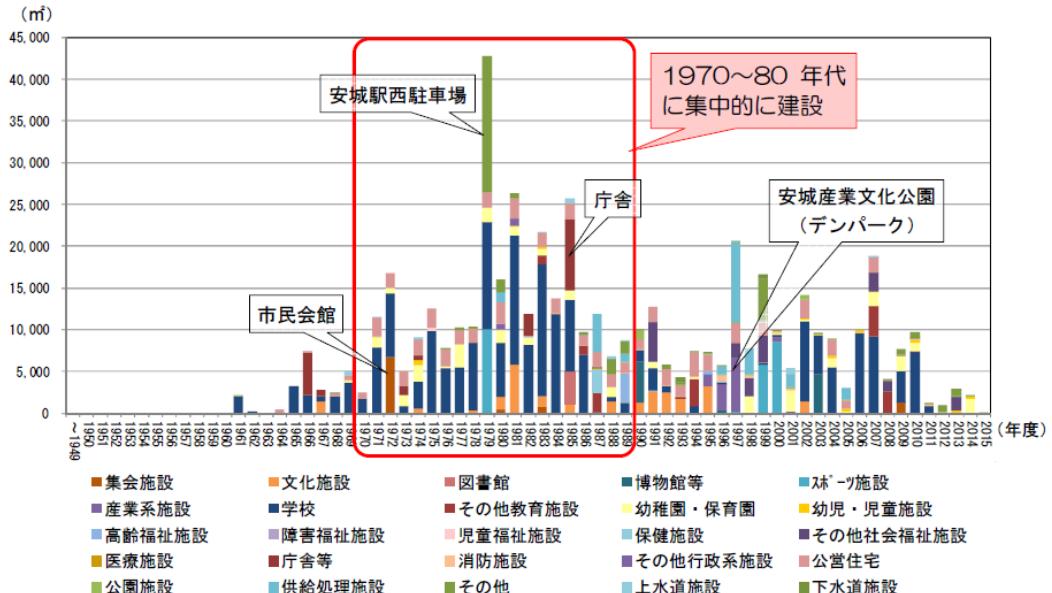
建築物は、建物の老朽化の進行や設備の陳腐化により、一般的に30年を経過すると大規模改修が必要となるため、建築年度からの経過年数を把握する必要がある。現時点で30年以上経過し、大規模改修が必要な公共建築物は、全体の半数以上に達する。また、内訳は、30年以上40年未満が36.4%、40年以上が15.8%となっている。

これまでどおりの維持管理を今後も継続した場合、近い将来には一斉に建替えを含めた更新の時期を迎える、莫大な費用が必要となることが予想される。

一方で、財政の見通しは、今後、生産年齢人口の減少による税収減や老人人口の増加による社会保障関連費の増大等により、現在よりも厳しい状況になることが見込まれ、市が保有する全ての公共施設等を維持管理、更新していくことが困難になる可能性がある。

また将来には、少子高齢化に伴う人口構成の変化やニーズの変化に対応した公共施設等の最適な配置、規模、機能等に関する検討が必要な状況である。

図 築年別用途別延床面積（中分類）



出典：安城市公共施設等総合管理計画

2 安城市に影響を及ぼす大規模自然災害

① 想定するリスクの考え方

本計画で想定するリスクは、安城市に被害が生じる恐れがある地震や風水害等をはじめとするさまざまな大規模自然災害を基本としており、災害の規模等を限定するものではない。なお、被害については、地震などの具体的な被害想定等も参考し（平成26年度「安城市東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」）、被害想定等がない災害については、過去の災害事例等を参考とした。なお、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性についても配慮する。

② 地震・津波により想定される被害

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、広域かつ甚大な被害を発生させており、安城市を含むこの地域に与える影響は極めて大きいことが想定される。そこで、その発生確率や被害規模から、本市としてもまず対策を講ずべき対象として考慮する。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを見ると参考に想定することとする（「過去地震最大モデル」による想定）。

【過去地震最大モデル】

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルとなっている。

本市の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

【理論上最大想定モデル】

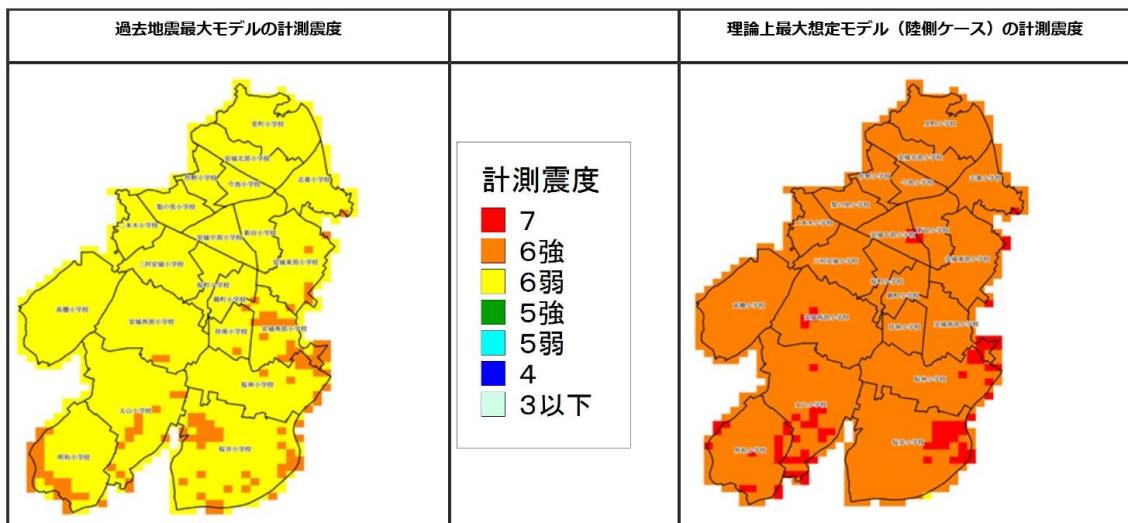
本市の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても、補足的に想定する。

この想定は、南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」を参照しており、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。

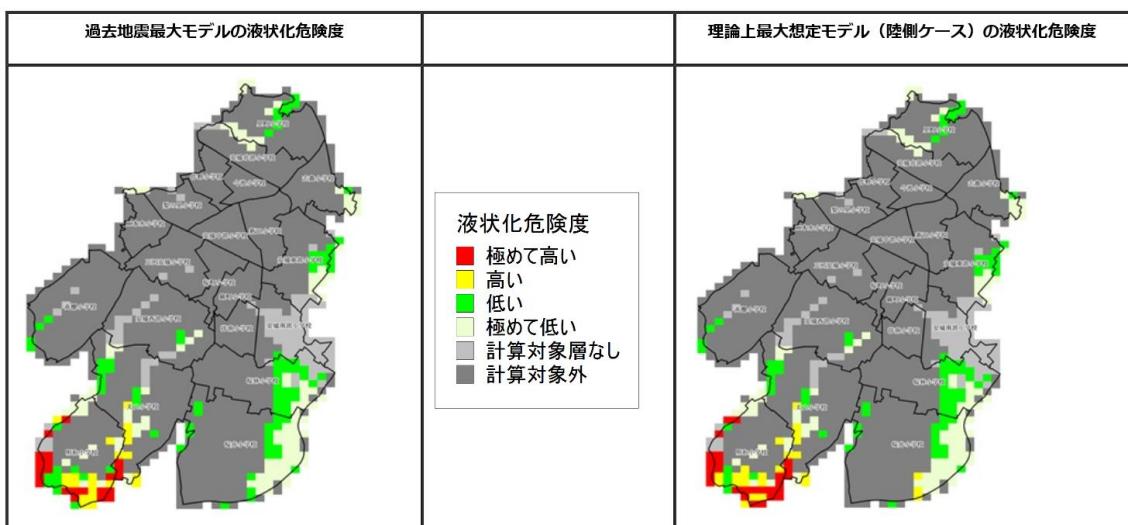
なお、以降のページで、地震および津波のケース別に複数想定したうち、市全体

の全壊・焼失棟数の合計が最大となる場合を理論上最大想定モデルとして記載する。

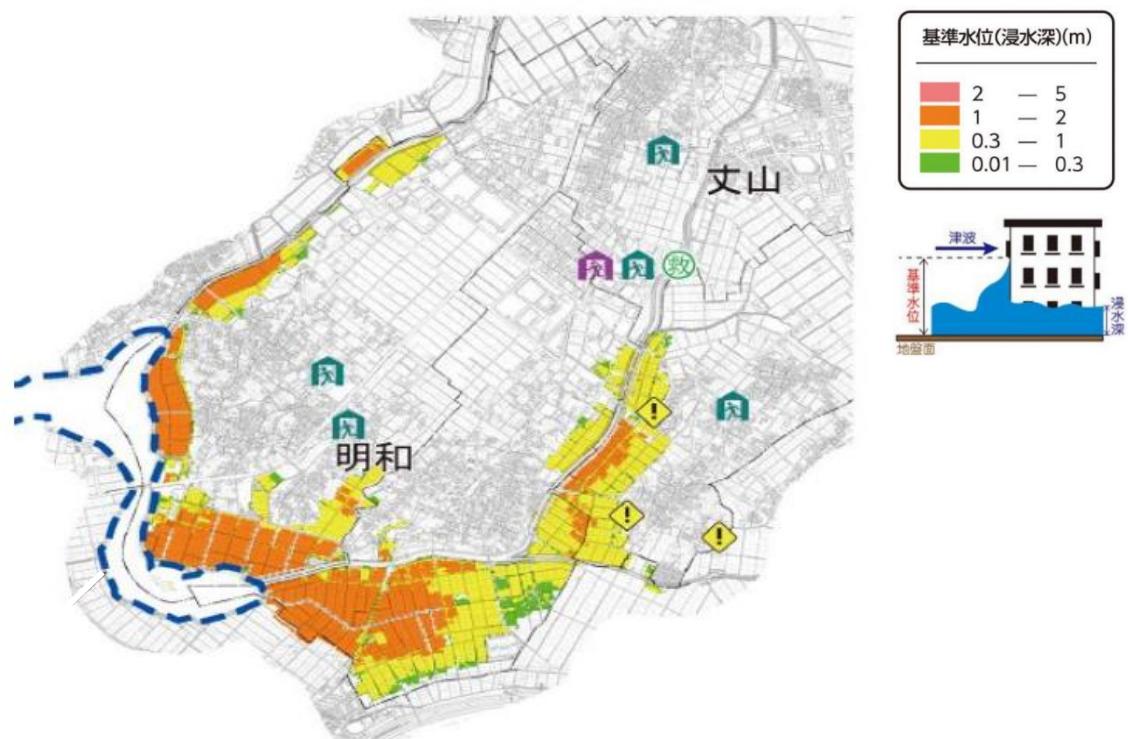
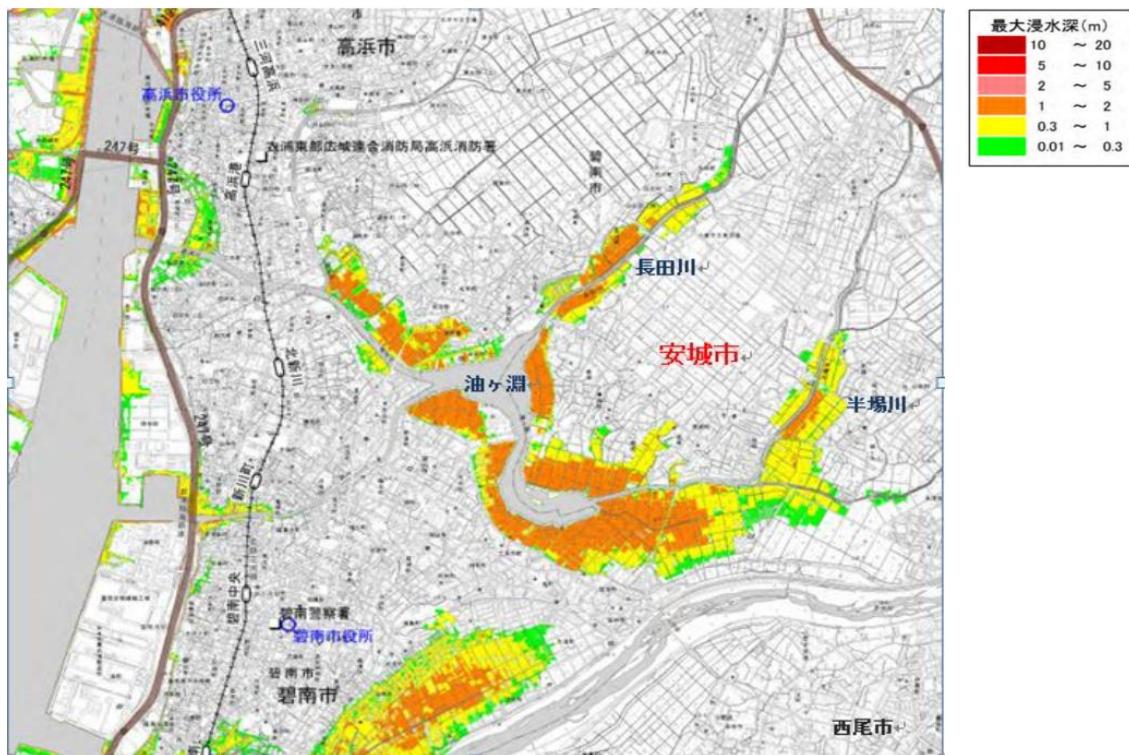
■ 計測震度の予測結果



■ 液状化危険度



■ 津波・浸水被害(津波浸水想定区域)



1)ハザード被害

ア 震度別面積（単位：km²）

震度階級	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
震度7	0	5
震度6強	7	81
震度6弱	79	0
合計	86	86

イ 液状化危険度面積（単位：km²）

液状化危険度	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
液状化危険度 大	1	2
液状化危険度 中	1	2
液状化危険度 小	5	5
液状化危険度 極めて低い（なし）	6	6
対象層なし	5	5
計算対象外	68	66
合計	86	86

※「計算対象外」：液状化危険度を想定するうえで、地形区分から液状化危険度がないことが明らかと判断できる区域については計算対象外とし、液状化危険度を計算していない。

※「対象層なし」：地形区分から液状化の可能性があるため液状化危険度の計算対象とはなるものの、地層構造にもとづき液状化危険度を判断する上で、液状化が想定される地層がその区域に認められなかったため、液状化危険度の対象外としている。

ウ 浸水面積（単位：ha）

	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
浸水面積（浸水深1cm以上）	200	198

※ 津波・浸水被害

愛知県の浸水想定では、津波による浸水被害と、河川・湖沼の堤防の沈下による浸水被害を区別していない。本市においては、内陸部の浸水被害であり、河川・湖沼（油ヶ淵および周辺の河川）の堤防の沈下による浸水被害が主となっている。

2)リスク被害

ア 建物被害（屋外転倒・落下物含む）

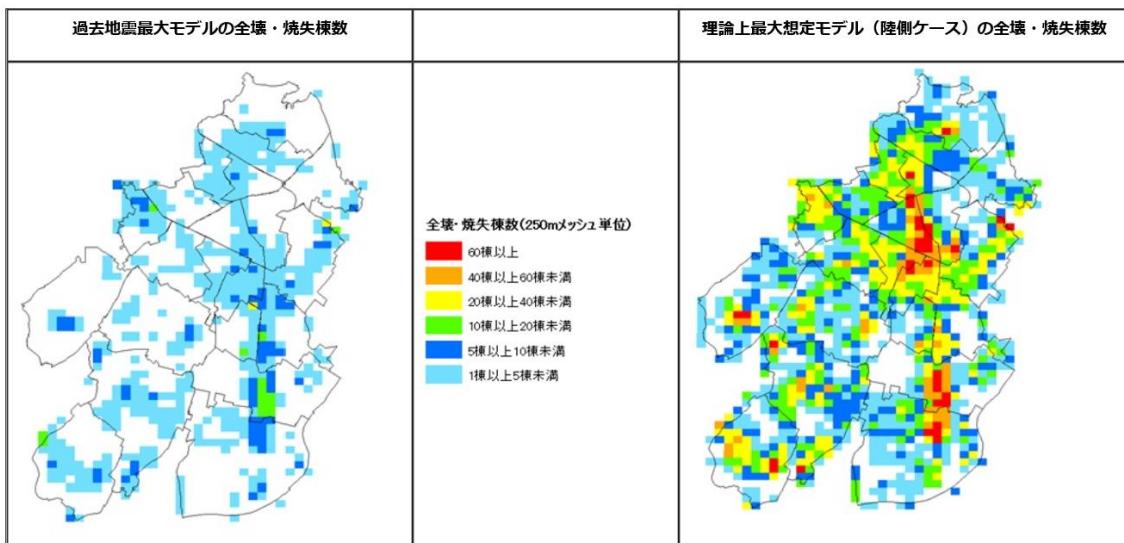
(ア) 過去地震最大モデル（単位：棟）

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊		1,264	
	半壊	5,795	5,795	5,720
液状化	全壊		1	
	半壊	4	4	4
津波・浸水	全壊		2	
	半壊	51	51	51
急傾斜地等	全壊		0	
	半壊	0	0	0
火災	焼失	8	8	622
建物棟数		60,159		
建物被害総数	全壊・焼失	1,275	1,275	1,889
	半壊	5,850	5,850	5,775
建物被害率	全壊・焼失	2.1%	2.1%	3.1%
	半壊	9.7%	9.7%	9.6%
ブロック塀等転倒数		685		
屋外落下物が発生する建物数		86		

(イ) 理論上最大想定モデル（単位：棟）

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊		11,487	
	半壊	13,259	13,185	12,412
液状化	全壊		1	
	半壊	3	3	3
津波・浸水	全壊		1	
	半壊	31	31	31
急傾斜地等	全壊		0	
	半壊	0	0	0
火災	焼失	1,350	1,571	3,990
建物棟数		60,159		
建物被害総数	全壊・焼失	12,839	13,060	15,479
	半壊	13,293	13,219	12,446
建物被害率	全壊・焼失	21.3%	21.7%	25.7%
	半壊	22.1%	22.0%	20.7%
ブロック塀等転倒数		1,950		
屋外落下物が発生する建物数		2,497		

■ 建物被害(全壊・焼失棟数)の想定分布



イ 人的被害

(ア) 過去地震最大モデル (単位：人)

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内転倒物・屋内落下物)	死者数	63	32	45
		(5)	(3)	(3)
	重傷者数	133	205	143
		(33)	(27)	(16)
	軽傷者数	900	641	631
		(139)	(114)	(106)
津波・浸水	死者数	0	0	0
	重傷者数	0	0	0
	軽傷者数	0	0	0
急傾斜地崩壊等	死者数	0	0	0
	重傷者数	0	0	0
	軽傷者数	0	0	0
火災	死者数	1	0	22
	重傷者数	0	0	10
	軽傷者数	0	0	26
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	0	0	0
	重傷者数	0	1	2
	軽傷者数	0	2	4
死傷者数合計	死者数	64	32	67
	重傷者数	133	206	155
	軽傷者数	900	643	661
自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	459	492	441
	津波	0	3	2

(イ) 理論上最大想定モデル（単位：人）

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内転倒物・屋内落下物)	死者数	644 (44)	272 (25)	435 (29)
	重傷者数	1,056 (214)	1,222 (175)	953 (136)
	軽傷者数	2,816 (788)	2,577 (645)	2,232 (599)
	死者数	0	0	0
	重傷者数	0	0	0
	軽傷者数	0	0	0
急傾斜地崩壊等	死者数	0	0	0
	重傷者数	0	0	0
	軽傷者数	0	0	0
火災	死者数	96	34	173
	重傷者数	27	33	80
	軽傷者数	69	85	208
ブロック塀の転倒、屋外落下物	死者数	0	0	1
	重傷者数	0	4	7
	軽傷者数	2	9	11
死傷者数合計	死者数	740	306	609
	重傷者数	1,083	1,259	1,040
	軽傷者数	2,887	2,671	2,451
自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	3,635	3,165	3,172
	津波	0	2	1

ウ ライフライン被害

(ア) 上水道（過去地震最大モデルのみ）

	管路延長 (km)	被害箇所数 (件)	被害率 (件/ km)	機能支障（全給水人口約182,000人）			
				直後	1日後	7日後	2ヶ月後
市全域	約1,000	約800	0.80	約170,000人 94%	約157,000人 86%	約84,000人 46%	— 0%

95%復旧：6週間程度

(イ) 下水道（過去地震最大モデルのみ）

	管路延長 (km)	被害延長 (km)	被害率	機能支障（全処理人口約130,000人）			
				直後	1日後	7日後	1ヶ月後
市全域	約600	約30	5%	約6,500人 5%	約97,000人 75%	約3,700人 3%	— 0%

95%復旧：3週間程度

(ウ) 電力（過去地震最大モデルのみ）

	配電柱 本数 (本)	配電柱 被害本数 (本)	被害率	機能支障（全需要家数約91,000戸）			
				直後	1日後	7日後	1ヶ月後
市全域	約29,000	約80	0.3%	約81,000戸 89%	約73,000戸 80%	約400戸 0%	— 0%

95%復旧：1週間程度

(エ) 通信

a. 固定電話（過去地震最大モデルのみ）

	電話柱 本数 (本)	電話柱 被害本数 (本)	被害率	機能支障（全回線数約28,000戸）			
				直後	1日後	7日後	1ヶ月後
市全域	約12,000	約40	0.4%	約25,000 89%	約23,000 81%	— 0%	— 0%

95%復旧：1週間程度

b. 携帯電話（過去地震最大モデルのみ）

	機能支障				(注) 停波基地局率には、停電による停波と物理的被害による固定電話の不通を含む。 <携帯電話不通ランク>
	上段：停波基地局率 下段：不通ランク				
市全域	直後	1日後	7日後	1ヶ月後	ランク A : 停電による停波基地局率と物理的被害に基づく固定電話不通回線率の少なくとも一方が50%を超える。
	1% —	81% A	1% —	0% —	ランク C : 停電による停波基地局率と物理的被害に基づく固定電話不通回線率の少なくとも一方が30%を超える。 — : 上記ランク A、B、Cのいずれにも該当しない

95%復旧：1週間程度

(オ) ガス

a. 都市ガス (過去地震最大モデルのみ)

	機能支障 (全需要家数約23,000戸)			
	上段：復旧対象戸数			
	下段：供給停止率			
	直後	1日後	7日後	1ヶ月後
市全域	約600戸 3 %	約600戸 3 %	約400戸 2 %	— —

95%復旧：2週間程度

b. L P ガス (過去地震最大モデルのみ)

	需要世帯数	機能支障世帯数	機能支障率
安城市	約40,000世帯	約5,000世帯	13%

95%復旧：1週間程度

エ 生活支障等

(ア) 避難者数 (過去地震最大モデルのみ、想定条件：冬夕方18時発災)

	1日後	1週間後	1ヶ月後
避難所避難者数	約5,000人	約13,400人	約2,500人
避難所外避難者数	約3,300人	約13,300人	約5,700人
避難者総数	約8,300人	約26,700人	約8,200人

(イ) 帰宅困難者 (過去地震最大モデルのみ、想定条件：冬夕方18時発災)

a. 市全域の帰宅困難者数

	目的別の帰宅困難者数		
	職場や学校など 所属先のある者	私用等の目的で 外出している者	小計
市全域	約11,000～約12,000人	約4,100～約4,200人	約15,000～約16,000人

b. 主要駅を含むゾーン内の帰宅困難者数 (全交通手段を考慮した場合)

主要駅	目的別の帰宅困難者数		
	職場や学校など 所属先のある者	私用等の目的で 外出している者	小計
JR安城駅	約2,700～約2,800人	約1,600～約1,600人	約4,300～約4,400人
名鉄新安城駅	約2,900～約3,000人	約700～約800人	約3,600～約3,800人
JR三河安城駅	約1,800～約2,000人	約800～約900人	約2,700～約2,800人

c. 主要駅を含むゾーン内の帰宅困難者数(交通手段として鉄道のみを考慮した場合)

主要駅	目的別の帰宅困難者数		
	職場や学校など 所属先のある者	私用等の目的で 外出している者	小計
JR安城駅	約1,200～約1,500人	約200人～200人	約1,400～約1,700人
名鉄新安城駅	約900～約1,100人	約80～約100人	約1,000～約1,200人
JR三河安城駅	約600～約700人	約70～約100人	約600～約800人

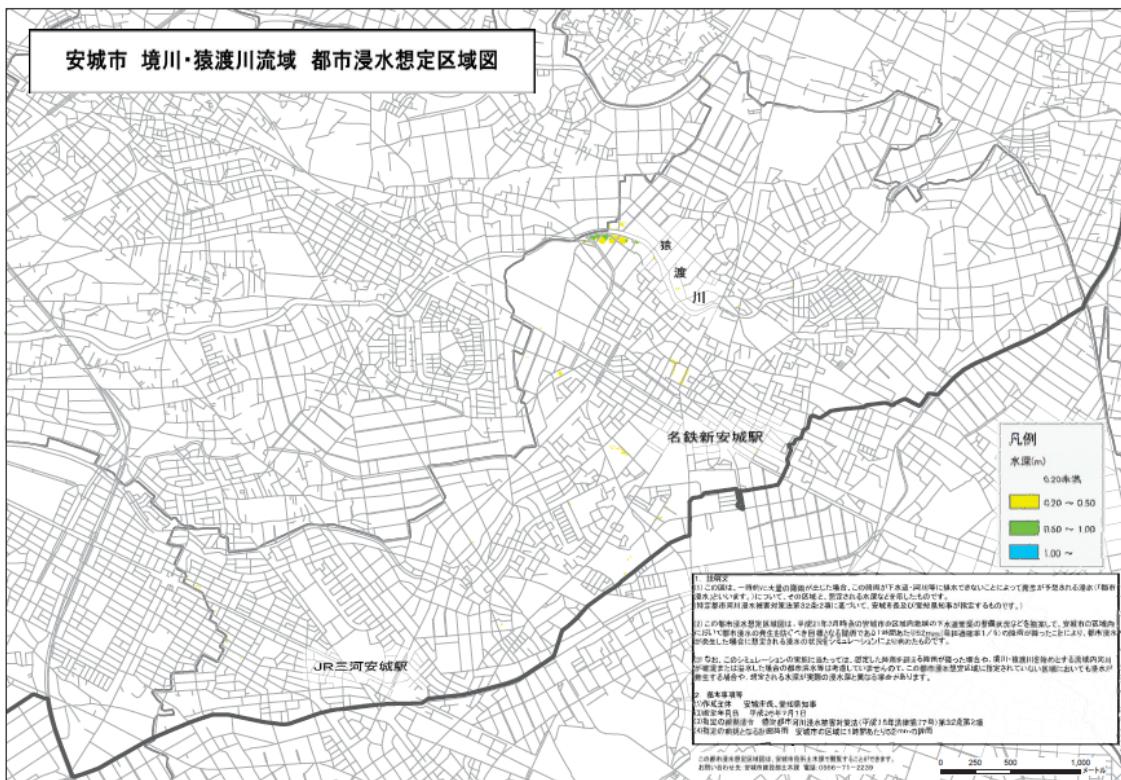
才 災害廃棄物等

	災害廃棄物	津波・浸水堆積物	小計
市全域	約402千 t	約49千 t	約451千 t

③豪雨・台風により想定される被害

1) 都市浸水想定区域

浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（年超過確率1/5～1/10）が生じた場合に浸水が想定される区域である都市浸水想定区域が、円滑かつ迅速な避難の確保と被害の軽減を図ることを目的に、境川・猿渡川流域水害対策計画において定められている。



2) 河川洪水浸水想定及び河川浸水予想

洪水予報河川である矢作川については、水防法に基づく洪水浸水想定区域が指定・公表されている。また、愛知県が管理する水防法指定区間外の支川等については浸水予想図が指定・公表されている。

表 市内の洪水予報河川

区分	河川名
洪水予報河川	矢作川

図 市内河川浸水想定区域図（想定最大規模）

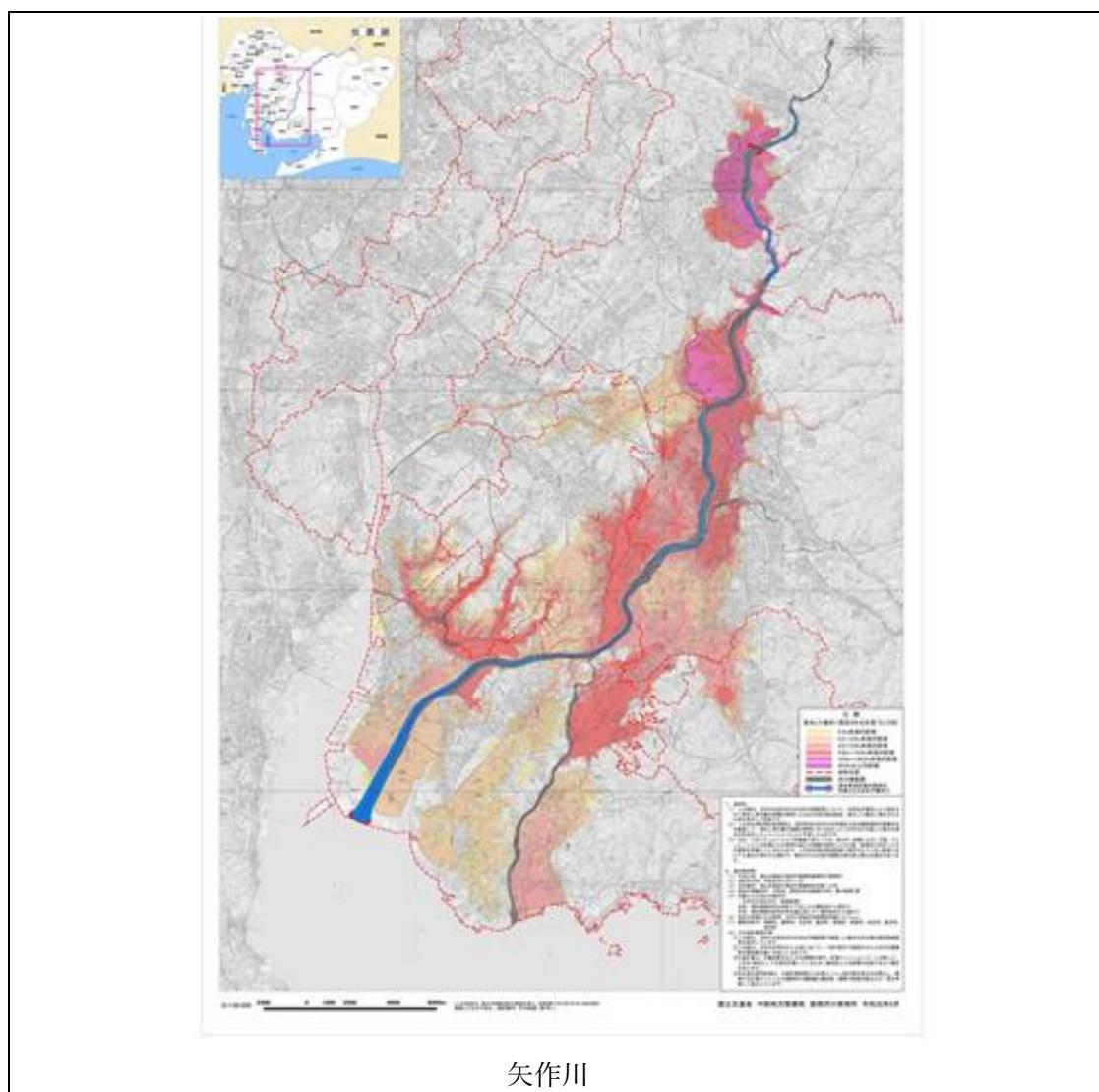
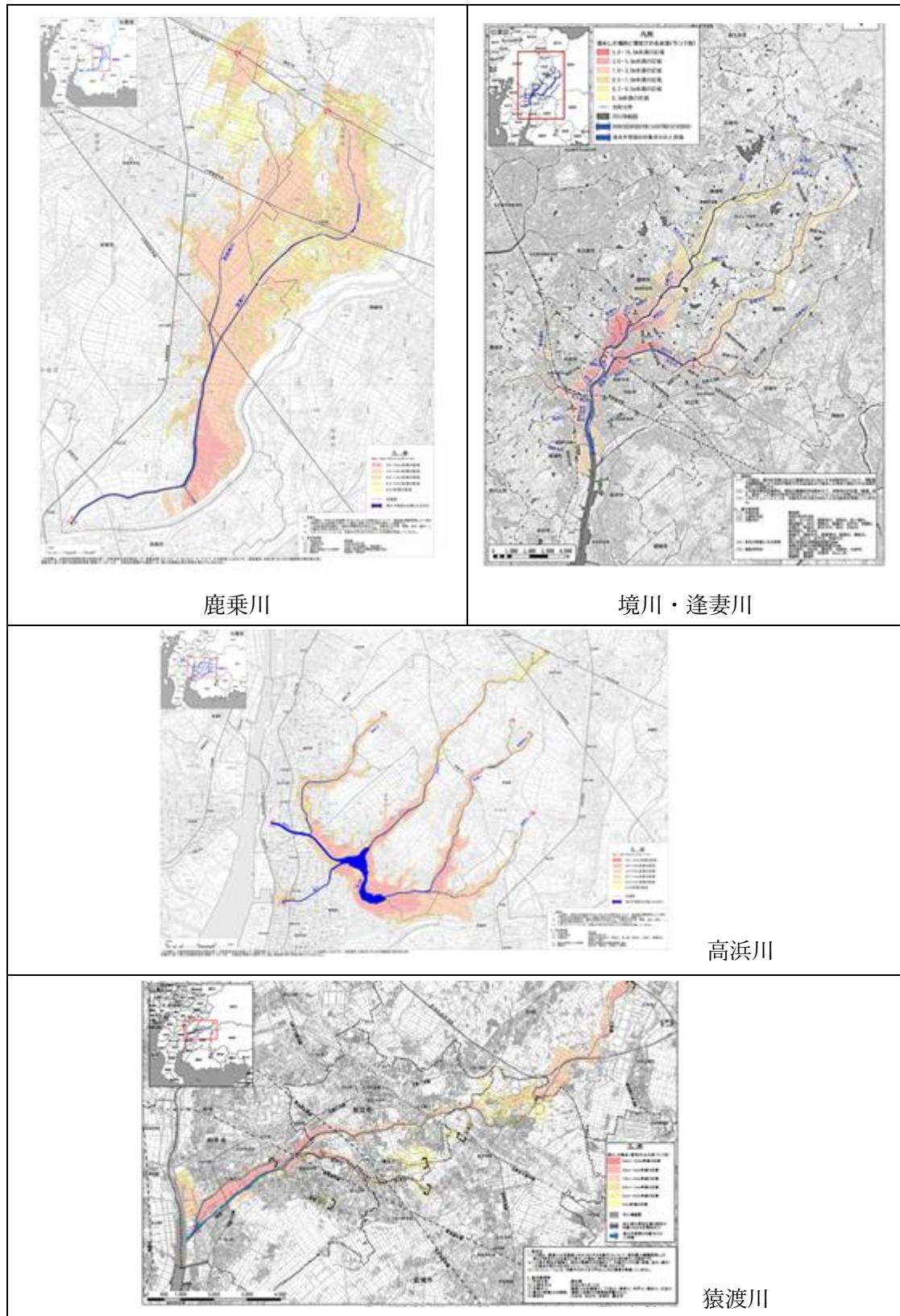


図 市内河川浸水予想図（想定最大規模）



3) 土砂災害

本市は平坦な地形が多く土砂災害の危険のある箇所は少いものの、南部の城ヶ入町地内（本郷・城島・荒子）で土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所の指定が行われている。

図 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所



④ その他の大規模自然災害

1) 異常渇水

将来において無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されており、地球温暖化に伴う気候変動により、渇水が頻発化、長期化、深刻化し、さらなる渇水被害が発生することが懸念されている。

第3章 安城市の強靭化の基本的な考え方

1 安城市の強靭化の基本目標

国的基本計画や愛知県地域強靭化計画の基本目標を踏まえ、以下の4つを基本目標とする。

- 1 市民の命を最大限守る。
- 2 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- 3 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- 4 迅速な復旧復興を可能とする。

2 安城市的強靭化を進める上での留意事項

基本目標の達成に向け、国的基本計画や愛知県地域強靭化計画を踏まえ、以下の6つの事項に留意して取り組むこととする。

- 強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から検証した取組の推進
- 長期的な視野を持った計画的な取組の推進
- 少子高齢社会の進行に伴う人口構造の変化や急激に進む社会资本の老朽化に対応
- ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせによる効果的な施策の推進
- 各地域において強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境の整備
- 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等への配慮

第4章 安城市的脆弱性評価と強靭化の推進方針

1 脆弱性評価

① 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）設定

基本目標を達成し、本市を強靭化する意義を実現するために必要な事項を明らかにするための脆弱性評価にあたり、愛知県地域強靭化計画をもとに、本市の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除、表現の修正を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と37の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 1-2密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 1-3津波等による死傷者の発生 1-4突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 1-5土砂災害等による死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 2-2自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-3想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱 2-4医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 2-5被災地における疫病・感染症等の大規模発生 2-6劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱 3-2国、県、市、地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 4-2テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 4-3災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	<p>5-1サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下</p> <p>5-2エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響</p> <p>5-3基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</p> <p>5-4食料等の安定供給の停滞</p> <p>5-5異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響</p>
6. ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小化し、早期に復旧する	<p>6-1電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止</p> <p>6-2上水道等の長期間にわたる機能停止</p> <p>6-3汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p> <p>6-4基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止</p> <p>6-5防災インフラの長期間にわたる機能不全</p>
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	<p>7-1地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生</p> <p>7-2沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺</p> <p>7-3雨水ポンプ場等の防災施設の損壊・機能不全による被害の発生</p> <p>7-4有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃</p>
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	<p>8-1大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-2復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態</p> <p>8-3広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-4被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ</p> <p>8-5貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</p> <p>8-6事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-7風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響</p>

② 施策分野(個別施策分野と横断的分野)の設定

愛知県地域強靭化計画において設定された施策分野を踏まえ、11の個別施策分野及び5つの横断的分野を設定した。

個別施策分野	横断的分野
① 行政機能／警察・消防等／防災教育等	A リスクコミュニケーション
② 住宅・都市	B 人材育成
③ 保健医療・福祉	C 老朽化対策
④ エネルギー	D 研究開発
⑤ 情報通信	E 産学官民・広域連携
⑥ 産業・経済	
⑦ 交通・物流	
⑧ 農林水産	
⑨ 地域保全	
⑩ 環境	
⑪ 土地利用	

③ 脆弱性評価結果と重要業績指標の設定

国が実施した評価手法や「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本市における脆弱性の分析・評価を実施した。その結果は、別紙の通りである。そこで顕在化した本市の脆弱性に対して、これを補い、地域を強靭化するための施策方針を設定しなければならない。

また、施策方針は、漫然と方針を示すのではなく、着実に施策を実施する必要がある。そこで、リスクシナリオごとの達成度・進捗を把握し、効率的かつ計画的に施策を実施するために、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目し、リスクシナリオごとに重要業績指標（KPI : Key Performance Indicator）をできる限り設定した。

2 推進すべき施策の方針

① リスクシナリオごとの施策の推進方針

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果を踏まえた推進方針は次のとおりである。

推進方針の実施にあたっては、複数の主体が連携して行う取組によって一層効果が発現することを踏まえ、関係者間で重要業績指標等の具体的数値指標に関するデータを共有するなど、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるように十分に留意することとした。

なお、各強靭化施策の推進方針の後ろの括弧内は、その推進方針の実施主体を表す。

目標（1）直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化等の促進）

- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。【市・事業者】
- 家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者に周知し、室内安全対策を促進する。【市】

（不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進）

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。【市・事業者】
- 高層建築物については、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。【市】

（公共施設等の耐震化の推進・促進）

- 官庁施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化し、大規模な災害に際しても大きな機能障害を生じないよう、計画的かつ効果的な耐震化・不燃化を推進し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努める。【市・事業者】
- 学校施設等（幼児教育・保育施設を含む）の長寿命化を図るため計画的改修を行うとともに、老朽化に伴う建替えを進める。【市・事業者】
- 天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全

対策等を進める。【市・事業者】

(交通施設等における脆弱性の解消)

- 大規模地震発生時に被害を受けやすい交通施設・占用物等の構造物については、長寿命化を進めるとともに、無電柱化の推進や、占有者に啓発するなど、施設の安全性を向上させる。【市・事業者】
- 橋梁点検を行い、優先度（緊急性）の高い橋梁から順次補修等を実施する。【国・県・市】
- 一級河川鹿乗川改修事業及び二級河川半場川改修事業の河川拡幅に合わせ、橋梁の改築を行う。【国・県・市】

(家具の転倒防止策等の継続的な防災教育及び訓練の推進)

- 防災ラジオ等の活用による緊急地震速報等の周知を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。【市】
- 災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等との協力、地域との連携を促進し、地域の実情に応じた防災教育及び訓練を推進する。【市・地域・事業者】

(災害対応能力の向上)

- 災害対応力の向上に必要なハード対策・ソフト対策を確実に推進するため、市民一人ひとりに対する意識啓発、災害対応に携わる人材に対する研修や訓練、災害対応を効果的に実施するための施設・設備・空間・情報、連携や研究などの枠組みや制度を策定し、社会の防災力を高める取り組みを推進する。【市】
- 安城市地域防災計画（地震災害対策計画編・風水害等災害対策計画編）及び安城市水防計画に基づき、各防災関係機関及び地域住民等の協力のもと、災害時の混乱や被害を最小限にとどめると共に、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認し、迅速な連携により防災及び減災に資する訓練・啓発を実施し、市民一人ひとりが日頃から地震災害・風水害に対する認識を深め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、「自らが何をするべきか」を考え、自助・共助能力及び意識の向上に繋げる。【市・地域・市民・事業者・広域連合】

(地域の災害対応力の充実強化等)

- 地元町内会と消防団の結びつきを強固にし、相互が協力して消防団員の定数確保を継続する体制を構築する。【市・地域・広域連合】
- 消防団の訓練や研修等を実施し、専門知識や技術の習得、車両や資機材、個人装備の

充実及び既存の災害運用マニュアルの検討修正を行う。【市・広域連合】

- 自主防災組織の育成・強化を図り、消防団との連携と災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、自主防災組織は、地域の実情に応じた地区防災計画の策定を推進する。【市・地域】

(情報通信関係施策の推進)

- 緊急情報を市民に確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、愛知県高度情報通信ネットワーク、市町村防災支援システム、衛星携帯電話、防災行政無線などの設備の保守点検継続や職員の操作習熟度の向上促進等の情報通信関係施策を推進する。【市】

(重要業績指標)

- ◆住宅の耐震化率:86.3%(R1)⇒95%(R7)
- ◆家庭の家具固定率:30.6%(R1)⇒65%(R5)

1－2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 地震時等に著しく危険な密集市街地に指定された地区においては、土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業を推進する。【市】
- 狹あい道路の拡幅整備を推進する。【市】

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)

- 大規模火災から人命や財産を守るため、耐震性貯水槽等の設置を促進し、災害対応力の向上を図る。【市・広域連合】
- 民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保のための取組を推進する。【市・事業者】
- 火災延焼の拡大を抑制するため、老朽建築物が密集する地区について、居住環境を改善し、老朽建築物除却等を推進する。【市】

(災害対応能力の向上)

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。【国・県・市・広域連合】

(重要業績指標)

- ◆街頭消火器設置本数:100%達成(R1)⇒100%維持・更新(R7)
- ◆安全・安心エリアカバー率(%)=(安全・安心生活エリア)/(住宅市街地総合整備事業施行面積):97.0%(R1)⇒98.8%(R5)

1－3 津波等による死傷者の発生

(南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討)

- 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、国、県、市、関係機関等が協力して検討していく。【国・県・市・事業者】

(避難場所・避難路の確保・整備等)

- 著しい浸水が生じるおそれがある地域については、道路等の盛土部、既存のビル、地形を活かした高台等を避難場所として確保し、避難場所に至る通学路や歩行空間を含めた避難路・避難階段等の整備、バリアフリー化のほか、高所へ避難するための階段設置等を進める。【市】
- 避難に際しては、夜間時や液状化などを考慮して徒步での避難を前提に、避難経路・避難方法を検討し、実行できる環境を整えるとともに、自力徒步で避難することが難しい避難行動要支援者が避難する場合等の移送手段も検討しておく。【市】

(継続的な防災訓練等の推進)

- 浸水避難体制等を整備する避難計画の策定を行い、訓練を実施する。【市・事業者】

1－4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

- 河川堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、堤防強化、洪水調節施設・雨水ポンプ場の整備や機能強化を進める。【市】
- 雨水ポンプ場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する。【市】
- 浸水想定区域などにおける警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画や浸水に係るハザードマップなどを具体的に策定し、避難指示（緊急）等の具体的な発令基準をあらかじめ定める等ソフト対策を推進する。【市】
- 大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や洪水時の避難を円

滑かつ迅速に行うことができるよう、水害ハザードマップなど各種ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する。【市】

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進)

- 安城市水害ハザードマップの活用により、教員・保育士・児童生徒・園児等の実態に合った防災教育活動を推進し、危機意識と状況を適切に判断する力を育てるとともに、学校施設等の立地条件に見合った避難訓練の実施等の防災教育活動を推進し、防災啓発や人材育成を推進する。【市】
- 自主防災組織、消防団及び市が協力し、洪水を対象とした避難勧告等の発令等に着目したタイムラインに沿った総合的な訓練を実施し、日頃から顔の見える関係を構築する。【市・地域】

(浸水想定区域の指定・見直し)

- 洪水浸水想定等の情報提供や安城市水害ハザードマップの活用により、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。【市】

(気候変動を踏まえた水災害対策)

- 洪水予報河川について、国、県、気象台、関係市町で構成する洪水予報連絡会に参加し、水位等観測通報に協力し、気候変動を踏まえた水災害対策に努める。【国・県・市】

(水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進)

- 国及び県管理河川を対象に、各圏域、流域の関係市町、気象台で構成する大規模氾濫減災協議会等に参加し、氾濫特性、治水事業の現状を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のために連携して一体的に取り組む。【国・県・市】

(情報通信関係施策の推進)

- 避難勧告等について、災害事象の特性に留意し、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫して、対象者ごとにるべき避難行動が分かるよう区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。【市】

(総合的な治水対策の推進)

- 市街地の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、地下施設等の浸水対策を推進するほか、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対

策を推進する。【国・県・市】

(災害対応力の強化)

- 水防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する。【市・広域連合】

(重要業績指標)

- ◆ 雨水貯留施設の貯水容量(累計) : 74,404m³ <71%> (H30) ⇒ 87,200m³ <83%> (R5)

1-5 土砂災害等による死傷者の発生

(土砂災害対策の推進)

- 土砂災害危険箇所等に関する資料について、関係住民への周知が図られるよう考慮し、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所など、実際の避難行動に資するハザードマップを作成して、警戒避難体制の充実・強化を図る。【市・事業者】

(警戒避難体制の整備等)

- 崖崩れなどの土砂災害等、地震による直接的な被害を最小限に抑えるために必要なハザード対策・ソフト対策を確実に推進する。【市】
- 安城市地震ハザードマップ液状化危険度分布図の活用により、教員・保育士・児童生徒・園児等の実態に合った防災教育活動を推進し、危機意識と状況を適切に判断する力を育てるとともに、学校施設等の立地条件に見合った避難訓練の実施等の防災教育活動を推進し、防災啓発や人材育成を推進する。【市】

(災害対応力の強化等)

- 市民自らが救助活動や応急手当を実施できるようにするために、知識の習得や訓練の実施等を被災者救助、捜索関係施策を推進する。【市・市民・広域連合】
- 各自主防災組織において実施する防災訓練や組織の運営、資機材整備、防災マップ作成等の対策支援を推進する。【市・地域】

目標（2）救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2－1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(迅速な輸送経路啓開等に向けた対策の推進)

- 大規模かつ広域的な災害時に発生する道路啓開等の業務量を軽減するために、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化や非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。
【市・市民・事業者】
- 災害発生時における地域の経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路の整備を行うとともに、必要な代替ルートの確保に努める。【国・県・市】

(通信設備等の早期復旧体制整備の推進)

- 災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、十分な回線容量を確保し、災害からの早期復旧のための体制の整備を進める。
【市】

(停電時における電動車等の活用)

- 電源供給が可能な公用車の確保を進める。【市】
- 電力を自給自足できる住宅を普及させることにより住宅単位での防災力向上を図るため、家庭用燃料電池システム、家庭用リチウムイオン蓄電池システム、住宅用次世代自動車充給電システム及び次世代自動車などの普及促進を図る。【市・事業者】

(一時避難地となる都市公園等の整備)

- 災害時の一時避難地としての役割を担う公園にソーラー照明灯を設置し、防災機能を高める。【市】

(応急用食料等の提供体制)

- 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や企業等は、協定の締結や防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、その他各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進と関係機関の連携の強化に努め、耐災害性を向上させていく。【事業者】

(食料・燃料等の備蓄)

- 災害時に迅速に必要となる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、各家庭、事業所、避難所等における備蓄を図るとともに、調達、輸送できるよう、関係業界との連携を深め、災害対応力の強化を図る。【市・市民・事業者】
- 備蓄を行うにあたっては、初期の対応に必要な物資を備蓄し、物資の性格に応じた集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う。また、仮設トイレの備蓄など、公的施設・避難所等の防災機能の強化を促進する。【市・事業者】

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

- 円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開・活動及び宿営の拠点、人員、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保・整備を図り、これらの拠点等に係る関係機関との情報の共有等災害対応体制の充実強化を推進する。【国・県・市・広域連合】

(重要業績指標)

- ◆ 防災倉庫の設置数:72箇所(R1)⇒78箇所(R5)
- ◆ 家庭内備蓄率:42.3%(R1)⇒65%(R5)
- ◆ 橋梁点検の実施:1回/5年(R1)⇒1回/5年(R7)
- ◆ 橋梁長寿命化修繕の実施:適時/年(R1)⇒適時/年(R7)
- ◆ 橋梁長寿命化修繕計画の見直し:1回/年(R1)⇒1回/年(R7)
- ◆ 安全で快適な生活道路の整備延長:0km(H29)⇒約3km(R7)
- ◆ ソーラー照明灯設置済み都市公園数:8ヶ所(H28)⇒15ヶ所(R5)

2－2 自衛隊、警察、消防等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材強化)

- 円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開・活動及び宿営の拠点、人員、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保・整備を図り、これらの拠点等に係る関係機関との情報の共有等災害対応体制の充実強化を推進する。【国・県・市・広域連合】

(災害対応業務の実効性の向上)

- 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、広域的な訓練

を実施し、総合的な防災力の強化を進める。【県・市・地域・広域連合】

- 民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく。【県・市・事業者】

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 消防施設等の地域の活動拠点となる施設と消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。【市・広域連合】
- 衣浦東部広域連合は、消防車両、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等を整備し、その強化を進める。【市・広域連合】

(消防団員の確保)

- 消防団員加入促進の啓発活動を実施する。また、消防団員に対する優遇制度として消防団応援事業所及び消防団協力事業所の募集を推進するとともに消防団員に対する福利厚生の充実を図り、消防団員数の定数確保を維持する取組を実施する。【市・地域・広域連合】
- 市は衣浦東部広域連合と協力し、消防団の活性化を推進し、広域消防体制の整備を図る。【市・広域連合】

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進)

- 災害時において救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、緊急輸送道路や重要物流道路などを含む幹線道路ネットワークの整備等の地域の防災対策を着実に進める。【国・県・市】

(重要業績指標)

- ◆受援計画の見直し・改正:計画策定(R1)⇒見直し・改正(R7)
- ◆消防団員の定員の充足率:100%(R1)⇒100%維持(R7)

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱

(帰宅困難者対策の推進)

- 行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員への配慮や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を進める。【市・事業者】

(帰宅困難者等の受入態勢の確保)

- 帰宅困難者の発生に備え、帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報の展開、事業者による物資の備蓄等の促進、一時的に滞在する場所として利用する施設の確保等の対策を図る。【市・事業者】
- 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を促進する。また、滞在者等の安全の確保に向けた取組を一層促進する。【市・事業者】

(地方行政機関等の機能低下の回避)

- 参集する職員数を確保し、従事する職員の健康管理を行うことにより長期にわたる災害対応業務ができる体制を整える。【市】
- 職員の家族の安全確保を図るため、職員の自宅の耐震化・家具固定等の促進を図る。【市】

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(医療リソースの供給体制の確立)

- 水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等医療リソースを提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力し、連携を強化する。【市・事業者】

(災害拠点病院の耐震化等の促進)

- 災害拠点病院は、大規模地震の際、災害時医療の中核としての機能を提供できるよう、耐震化や災害対策マニュアルの整備を着実に促進する。【市・事業者】

(災害拠点病院等の防災・減災機能の強化)

- 災害時の医療救護体制の確認や医療救護班のスキル向上などを図るため、病院等関係機関と連携し、医療救助検討会の開催や訓練を実施する。【市・事業者】

(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)

- 多くの傷病者等に備えるため、中学校等5か所の医療救護所に設置した防災備蓄医薬品の管理、更新を行う。【市・事業者】

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 災害時において救援・救護活動、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路等（代替・補完路を含む）を含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、洪水対策等の地域の防災対策を着実に進める。【国・県・市】

(救急搬送の遅延の解消)

- 救助活動や各避難所等への物資輸送などの機能を守り、緊急輸送道路から各避難所に物資等を安全に運搬するために、緊急輸送道路等の防災対策の実施及び緊急輸送道路の見直しを行う。【国・県・市】
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する。【市・事業者】
- 発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める。【市・事業者】

(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

- 被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、民間福祉事業所、近隣住民やボランティア団体、国・県・他市町村等との応援協力体制の確立に努め、要配慮者の緊急一時的な受入体制の整備を図る。【国・県・市・事業者】

(要配慮者利用施設の防災・減災対策の推進)

- 民間の高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修、非常用自家発電設備・給水設備等の整備を促進する。【市・事業者】

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)

- 福祉避難所等での要配慮者を介助するマンパワー確保のため、通所事業や訪問事業を実施している民間福祉事業所と介護人材派遣の協定を締結する。【市・事業者】

(重要業績指標)

- ◆ 災害時医療救護活動に関する協定を締結する団体数:5か所(R1)⇒5か所維持(R7)
- ◆ BCPの考え方に基づいた災害対策マニュアルを策定している災害拠点病院数:1か所(R1)⇒1か所維持(R7)
- ◆ 特定福祉避難所として災害時要配慮者の受入に関する協定を提携した社会福祉施設数:18施設(R1)⇒18施設維持(R7)

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(下水道施設の耐震化・下水道BCPの充実)

- 下水道の主要な管きょ及び下水道施設の耐震化を早急に進めるとともに、下水道事業業務継続計画の見直しを毎年行い、内容の充実を図る。【市】
- 地震による被害の低減と被災地の環境面における安全性を確保するため、耐震性を有する下水道資材を積極的に活用しながら下水道整備を進める。【市】

(避難所となる施設の衛生環境の確保)

- 避難所における新型インフルエンザ等のさまざまな感染症の発生及び蔓延を防止するため、衛生管理体制を整備する。【市】
- 被災地における害虫駆除等防疫体制が整備できるよう、貸出用防疫機器や薬剤の備蓄を図る。【市】
- 新型インフルエンザ等の感染症蔓延下において災害が発生した場合、可能な限り多くの避難所を確保する必要があることから、ホテルや旅館等を避難所として活用することを検討する。【市】

(医療活動を支える取組の推進)

- 応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努め、医療活動を支える取組を推進する。【市】

(重要業績指標)

- ◆人孔の浮上防止及び耐震補強対策率:0% (R3) ⇒ 100% (R6)
- ◆汚水幹線の耐震補強対策率:0% (R3) ⇒ 78.4% (R6)

2－6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 良好的な避難所環境の確保及び円滑な避難所開設・運営体制を確保するため、避難所等の防災拠点に災害用マンホールトイレ及び井戸を設置することにより、衛生環境を維持し、生活用水を確保する。【市】

(避難所の運営体制等の整備)

- 妊産婦・乳幼児にも配慮した避難所運営マニュアルを作成し、各地域の実情を踏まえた避難所ごとの運営体制を整備する。【市・地域】
- 訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、市民等が主体的に避難所を運営する取組を促す。【市】
- 一般避難所では生活することが困難な要配慮者の避難所として総合福祉センター及び地域福祉センターを開設する。【市】

(継続的な防災教育等の推進)

- 教員・保育士・児童生徒・園児等の実態に合った防災教育活動を推進し、危機意識と状況を適切に判断する力を育てるとともに、避難所生活での健康管理や生活の在り方等について、特別活動や学級活動等の授業に取り入れ、防災啓発や人材育成を推進する。【市】

(避難所における必要物資の確保等)

- 被害の小さかった住宅の市民が避難しなくて済むよう、防災イベント等の参加者に対して防災パンフレットを配布し、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資について1週間程度（最低でも3日分以上）の家庭内備蓄を促進する。【市・市民】
- 防災倉庫を一般避難所、福祉避難所、特定福祉避難所に設置するとともに、優先度の高い物資や女性の視点を取り入れた備蓄、乳幼児や高齢者などの要配慮者に必要な生活物資の備蓄等を進める。【市】
- 応急給水体制を強化するため、組立式給水コンテナ等を活用し、各浄配水場から各避難所に水道水を運搬する運搬給水訓練を定期的に実施し、迅速な応急給水体制を強化する。【市・事業者】

(避難所外避難者への対策の整備)

- 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、

その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の体制を整備する。【市】

(保健医療機能の確保等)

- 災害時保健活動の拠点となる保健センター施設について、建物の被害状況を把握し使用可否を判定できる人材を養成するために県の研修会へ参加するとともに、機能確保のため、必要に応じて災害時保健活動マニュアルの見直しを実施し、避難所等の支援体制の整備を図る。【市・事業者】

(避難所等の資機材等整備の推進)

- 避難所における避難市民の生活を確保するため、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等、必要と考えられる生活必需物資、資機材等の備蓄・整備や耐震改修、バリアフリー化を促進する。【市】
- 高齢者施設等の防災改修及び非常用自家発電設備の設置を促進するとともに、給水設備等の整備を行う。【市・事業者】

(避難生活における要配慮者支援)

- 要配慮者に対する支援が適切に行われるよう必要な措置を講じる。【市・事業者】
- 被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。【市・地域】

(避難行動要支援者への支援)

- 避難行動要支援者名簿を作成し、名簿等の避難支援等関係者への提供についての同意を得て、避難行動要支援者に関する情報の共有や個別支援（避難）計画の作成を促進し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする。【市・事業者】

(重要業績指標)

- ◆ 避難所運営マニュアルの整備：整備中(R1)⇒整備完了(R4)
- ◆ 避難所外避難者への対策の推進：未実施(R1)⇒実施(R4)
- ◆ 防災拠点における災害用マンホールトイレの設置箇所数：34箇所(R1)⇒47箇所(R5)

目標（3）必要不可欠な行政機能は確保する

3－1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

（公共の安全等の秩序維持体制の整備）

- 地震発生時に治安維持機能が低下しないよう、県警と連携して地域安全情報の収集及び提供、自主防犯団体のパトロール等への効果的な支援体制の確立を図る。【市】

（緊急交通路の確保）

- 停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進めるとともに、緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を早期に構築する。【県・市】

（地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援）

- 自主防災組織の育成・強化を図り、消防団との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。【市・地域】
- 研修の実施等による防災リーダーの育成、ネットワーク化、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。【市】
- 「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する。【県・市・地域・市民・事業者】

3－2 国、県、市、地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（地方行政機関等の機能維持）

- 実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。【市・広域連合】

（自治体の業務継続計画の作成及び見直し）

- 社会状況の変化、人事異動等による組織の改正、各課の新しい防災への取り組み等、絶えず変化する業務に対応するため、継続的に安城市役所業務継続計画（BCP）及び班別職員行動マニュアルの見直しを行う。【市】

（行政職員の不足への対応）

- 災害時相互応援協定を締結している自治体との連携強化を図り、安城市災害時受援計

画を基に外部からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。【県・市】

(防災拠点等の耐震化等の推進)

- 市庁舎などの公共建築物は、災害対策の拠点や避難所として防災上重要な役割を担うため、大規模な災害に際しても大きな機能障害を生じないよう、計画的かつ効果的な耐震化・不燃化を推進し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努める。【市】
- 高度成長期以降に整備されたインフラの老朽化に対応するため、安城市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）や個別類型ごとの長寿命化計画の策定により、計画的かつ着実に維持管理・更新等を推進する。【市】

(業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等)

- 庁舎が使用できなくなった場合を想定し、庁舎の代替施設の耐震化等を推進する。
【市】

(道路の防災対策等)

- 地方行政機関の周辺インフラの被災に対応するため、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、津波、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める。【市】

(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

- 公共施設等については、大規模な災害に際しても大きな機能障害を生じないよう、耐震化・不燃化を推進するとともに天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める。【市】
- 災害時の拠点となる市の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。【市】

(災害応急対策の実施体制の確立)

- 中心的な役割を果たす災害対策本部機能を強化し、被害報告等を円滑に実施するため、危機管理情報システムの操作の習熟を図るための研修等を実施する。【市】
- 防災部門機能の充実強化のため、専門の研修機関の研修会・説明会に積極的に参加することで、災害対応の能力の向上及び専門知識の習得を図る。【市】

(県・近隣市間の連携強化)

- 市は、県や近隣市等との相互応援に関する協定の締結に努め、連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備しておく。【県・市】

- 関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。【県・市】
- 西三河防災減災連携研究会による広域的な防災対策の強化を図る。【県・市】

(重要業績指標)

- ◆職員の安否・収集状況の把握に係る訓練の実施:毎年実施(R1)⇒毎年実施(R7)
- ◆受援計画の見直し・改正(再掲):計画策定(R1)⇒見直し・改正(R7)

目標（4）必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

（情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等）

- 大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策や抜本的対策を実施し、防災体制を強化する。【県・市・事業者】
- 市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化する。【市・事業者・広域連合】
- 平常時より無線設備の点検を実施するとともに、無線設備や非常電源設備を耐震性のある場所へ設置する。【市】

（情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討）

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備等の対策を検討するとともに、安城市役所業務継続計画(BCP)の見直しを図る。【県・市・事業者】

（情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進）

- 電力施設、通信施設等の管理者は、関係施設等について、耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を推進する。
【県・市・事業者】
- 大規模災害が発生した場合に備えて、長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し、被災地域への通信の疎通確保対策等を検討する。【県・市・事業者】
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、洪水対策等の地域の防災対策を推進する。【市】

（災害対応力の強化等）

- 災害時の被害状況調査においてマルチコプターを有効活用するため、市職員または消防団機能別団員を対象とした研修、訓練計画を立案し操作者の育成を行う。【市・広域連合】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(放送設備等の防災対策と多様な情報提供の手段の確保)

- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、関係事業者の協力を得つつ、さまざまな環境下にある市民等に対して警報等が確実に伝わるよう、緊急速報メール機能、防災ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

【市・事業者】

(災害対応業務の標準化)

- 円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開・活動及び宿営の拠点、人員、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保・整備を図り、これらの拠点等に係る関係機関との情報の共有等災害対応体制の充実強化を推進する。【国・県・市・広域連合】

(情報通信インフラの整備)

- 災害時に無料で利用できる公衆無線LANサービス「Anjo-free-wifi」の整備を促進し、各公民館などで市民の情報収集ツールのひとつとして提供する。【市】

(道路被害情報共有の強化)

- 大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステム連携の強化を図る。
【国・県・市・事業者】

(水防テレメータシステムの整備)

- 国、県及び市管理河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行うとともに、必要に応じて、水位計・河川監視カメラ等を増設し、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る。【国・県・市】

(重要業績指標)

- ◆防災ラジオの世帯普及率:15.7% (R1) ⇒ 20% (R5)

4－3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(効果的な教育・啓発の実施)

- 市民が的確な避難行動をとることができるようにするために、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図る。【市・地域】
- 緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報紙・PR紙などを活用して広報活動を実施し、早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。【市・地域】

(情報伝達手段の多様化の推進)

- 緊急情報を市民に確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、愛知県高度情報通信ネットワーク、市町村防災支援システム、衛星携帯電話、防災行政無線などの設備の保守点検継続や職員の操作習熟度の向上促進等の情報通信関係施策を推進する。【市】
- 外国人住民に対する情報発信力の強化及び災害時の避難所における外国人住民の生活をサポートするため、他市の仕組みを研究し、市民協働課フェイスブック「Anjo-info」等を改善する。またボランティアコーディネーターに対してやさしい日本語やピクトグラムの活用による情報提供の有用性について研修を実施し、情報発信のための体制整備を行う。【市】

(災害対応力の向上)

- 災害時の被害情報収集・地理情報活用・リアルタイム被害予測など他自治体とのプラットフォームの共通化を可能とする「次世代型災害情報システム」の構築に向けて、名古屋大学や県内関係自治体と共同で研究開発及び実証実験を行うなど、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。【市・事業者・研究機関】

(避難勧告等の発令)

- 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図り、適時・適切・確実に情報を提供する。【市】

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

- 避難指示等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。【市】

- 躊躇なく避難指示（緊急）を発令できるよう、具体的な区域を設定し、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う。【市】
- あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に関する施策を展開していく。【市】

目標（5） 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

（個別企業BCP策定等の促進）

- 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するよう努める。【事業者】
- 市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、BCPの策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力を向上させる。【市・事業者】
- 企業は、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。【事業者】

（道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進）

- 生産拠点と物流施設を結ぶルートの耐災害性を高めるため、幹線道路ネットワークの整備を推進する。【県・市】
- 道路の防災、地震対策や無電柱化対策を進めるとともに、地域全体の被災危険性も考慮しつつ、洪水対策等の地域の防災対策を推進する。【県・市】

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への 甚大な影響

（燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備）

- 緊急輸送ルート等の確保にあたって、幹線道路ネットワークを整備するとともに、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。【市・事業者】

（末端供給拠点の災害対応力強化と自立型エネルギー設備の導入）

- 市の施設等において、代替エネルギー・システムの活用を含め自家発電設備等の導入・整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるとともに、次世代自動車の普及促進を図り、エネルギー供給源の多様化・分散化を推進して、災害対応力を強化する。【市】

- ごみ焼却施設をエネルギー施設として環境負荷の低減を図りつつ整備、推進を図る。
【市】

5－3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(交通施設の防災対策の推進)

- 鉄道各線区における災害被害を軽減するため、線路建造物及び電気、建築施設の耐震性の向上、既設設備の改良及び増備、通信施設の整備充実を図る。【事業者】
- 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制や復旧用資材・機器の整備充実を図る。【県・市・事業者】
- 災害発生時における地域の経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路の整備を行うとともに、必要な代替ルートの確保に努める。【国・県・市】

5－4 食料等の安定供給の停滞

(食品産業事業者等の災害対策の強化)

- 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や企業等は、協定の締結や防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、その他各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進と関係機関の連携の強化に努め、耐災害性を向上させていく。【事業者】

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農地及び排水機、水路等の農業用施設の災害対応力強化のため、老朽化施設等の整備の推進を図るとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるなど、防災・減災対策を推進する。【市・事業者】

(サプライチェーン輸送モードの強化)

- 発災時の救援物資等の輸送を迅速かつ効果的に行うため、地域内輸送拠点の整備を行うとともに、搬入・運搬体制を強化し、物流ネットワークの構築を図る。【市・事業者】

(重要業績指標)

◆受援計画の見直し・改正(再掲):計画策定(R1)⇒見直し・改正(R7)

5－5 異常渴水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進)

- 老朽化が進む上水道、工業用水道、農業水利施設に対して耐震化を進める。【県・市・事業者】
- 幹線配水管や重要管路等の耐震管への布設替えを行うとともに、応急給水施設の設置及び浄配水場施設の耐震化を行う。【県・市・事業者】

(水の安定供給)

- 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渴水や地震等による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する。【県・市・事業者】
- 用水供給整備水準を超える渴水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共用を綿密に行うとともに、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効利用した水資源の有効利用等の取組を進めること。【県・市・事業者】

(重要業績指標)

◆水道管の耐震化率:33.0%(H30)⇒39.0%(R5)

目標（6）ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小化し、早期に復旧する

6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

（電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化）

- 電力供給機関は災害時における電力供給を確保し、市民生活の安定を図るため電力設備の防災対策を行う。【事業者】
- 企業は、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。【事業者】

（民間事業者との連携による燃料の確保等）

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。【市・事業者】

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設等の耐震化等の推進）

- 被災時における給水機能を維持し、市民の生活用水を確保するため、水道施設の被害を最小限にとどめるよう、施設の耐震性向上に留意した改良又は整備を行い、施設の防災性の強化に努める。水道施設の耐震性の確保については、強度が低下している老朽管の更新時に耐震化を図り、浄配水場施設の新設拡張更新、改良等の際には耐震設計及び耐震施工に努める。【県・市・事業者】
- 災害時に重要な拠点となる病院、避難所、福祉避難所、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など人命の安全確保を図るために、給水優先度が高い施設の配水管について優先的に耐震化を進める。【県・市・事業者】
- 幹線配水管や重要管路等の耐震管への布設替えを行うとともに、応急給水施設の設置及び浄配水場施設の耐震化を行う。【県・市・事業者】

（上水道等の復旧の体制等の強化）

- 応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するため、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立に努める。【市】

(重要業績指標)

◆水道管の耐震化率(再掲):33.0% (H30)⇒39.0% (R5)

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実)

- 下水道管理者は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたって、公益社団法人日本下水道協会等の定める指針や基準に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。【市】
- 下水道施設の被災時における復旧作業を円滑に実施するため、緊急連絡体制の確立、復旧用資機材の確保や復旧体制の確立に努める。【市】

(浄化槽の整備)

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。【市・事業者】

(汚水処理施設等の維持管理及び防災対策の強化)

- 中心市街地の汚水を収集する幹線管きよ及び中継ポンプ場等の耐震化を行う。【市】
- し尿処理施設の安定稼働を図るため、適切な整備を実施する。【市】

(重要業績指標)

◆浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率:6.5% (H30)⇒8.3% (R7)
◆人孔の浮上防止及び耐震補強対策率(再掲):0% (R3)⇒100% (R6)
◆汚水幹線の耐震補強対策率(再掲):0% (R3)⇒78.4% (R6)

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

(輸送ルート確保の強化)

- 輸送ルートの確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を進める。【国・県・市】
- 道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携による複数輸送ルートの確保に努める。【国・県・市】
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネット

ワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。【国・県・市】

- 緊急輸送道路等（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急性度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材を投入し、迅速な応急復旧を行う。【国・県・市】

(交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備)

- 大規模地震発災後、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を推進する。【国・県・市・事業者】
- 災害発生時における地域の経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路の整備を行うとともに、必要な代替ルートの確保に努める。【国・県・市】
- 広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。【国・県・市】

(道路における冠水対策)

- 道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るなど、警察及び衣浦東部広域連合等と連携して適切な道路管理に努める。【県・市・広域連合】
- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、道路冠水想定箇所一覧（愛知県公表）等による冠水危険箇所を示すとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を推進する。【県・市】

(道路啓開など総合啓開の連携強化)

- 「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる。【国・県・市】

6－5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(防災インフラの迅速な復旧に向けた取組)

- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制の構築

や、地域建設業等の防災減災の担い手確保に取り組み、迅速な応急・災害復旧のための県開催の研修や講習会への参加し、技術支援等を受ける。【市・事業者】

(関係機関における円滑な情報共有)

- 国によるSIP4D、災害情報ハブ等の取組を踏まえ、関係機関における情報共有を円滑に進める。【国・県・市】

目標（7）制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

（救助活動能力の充実・強化）

- 人命救助に必要な消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車等の救助機械、担架等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。【市・広域連合】
- 地元町内会と消防団の結びつきを強固にし、相互が協力して消防団員の定数確保を継続する体制を構築する。【市・地域・広域連合】
- 消防団の訓練や研修等を実施し、専門知識や技術の習得、車両や資機材、個人装備の充実及び既存の災害運用マニュアルの検討修正を行う。【市・広域連合】
- 高機能消防指令センターや耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進める。【市・広域連合】

（住宅・建築物等の耐震化等の促進）

- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。【市・事業者】
- 家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者に周知し、室内安全対策を促進する。【市】

（公共施設等の耐震化の推進・促進）

- 官庁施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化し、大規模な災害に際しても大きな機能障害を生じないよう、計画的かつ効果的な耐震化・不燃化を推進し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努める。【市・事業者】
- 学校施設等（幼児教育・保育施設を含む）の長寿命化を図るため計画的改修を行うとともに、老朽化に伴う建替えを進める。【市・事業者】
- 天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める。【市・事業者】

（要配慮者利用施設の防災・減災対策の推進）

- 民間の高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修、非常用自家発電設備・給水設備等の整備を促進する。【市・事業者】

(感震ブレーカー等の普及)

- 地震発生後の通電火災による被害の拡大を減らすため、各家庭への感震ブレーカーの設置を推進し、市公式ウェブサイト・窓口・まちかど講座等でのPRなど、効果的な啓発を行い、通電火災対策を実施する。【市・市民】

(災害対応力の向上)

- 道路橋梁の耐震補強、道路の盛土補強、液状化対策、無電柱化等を進める。【国・県・市】
- 緊急輸送道路の整備、緊急通行車両等の進入路の整備、官民の自動車プローブ情報を融合し活用するシステムの運用等を進める。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等を活用する。【国・県・市・事業者】

(適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進)

- 防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。【市】

(重要業績指標)

◆改築・更新を実施した公園施設数：49施設（R1）⇒84施設（R5）

7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺

(沿道の住宅・建築物の耐震化の促進)

- 道路閉塞を防ぐため、沿道建築物の耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。【市】

(道路の閉塞等への対策)

- 交差・隣接する土木構造物の倒壊や、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞し、交通網の麻痺につながる恐れがあるため、これらの耐震化又は除却を進める。【国・県・市】

(危険な空き家等の除却等への支援)

- 適切に管理されていない空き家等の適正な管理を促進し、地震による空き家の倒壊を防止する。【市】

(災害情報の収集体制の強化)

- 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。【市・広域連合】
- マルチコプターなど情報収集用資機材の充実及び操作者の育成など、情報収集体制の強化を図る。【市】

(重要業績指標)

- ◆危険な空家の除却等への支援:93件(R1)⇒80件(R5)

7－3 雨水ポンプ場等の防災施設の損壊・機能不全による被害の発生

(雨水ポンプ場等の防災対策の推進)

- 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、雨水ポンプ場・排水機場の耐震化を推進する。【市・事業者】
- 雨水ポンプ場・排水機場は、常に施設機能の効果を發揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う。【市・事業者】

(土砂災害対策の推進)

- ハザードマップに土砂災害警戒区域を明示し、周知を図るとともに実際の避難行動に資する対策を実施する。【市】

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

- 施設管理については、より効率的な点検・診断を推進する。また、地図情報・防災情報などの多様なデータを管理できる情報プラットフォームを構築し災害時にも活用する。【市】
- 雨水ポンプ場等の安全性や二次災害発生のおそれのある箇所の把握など、ソフトとハードを適切に組み合わせた対策を検討する。【市】

7－4 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

(有害物質の流出等の防止対策の推進)

- 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、消防法等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化等防災対策を促進す

る。【市・事業者】

- 毒物劇物屋外貯蔵タンクについて、流出防止の防液堤、貯留槽等、耐火構造の専用施設の設置を推進する。また、毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図り、毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備器材等の配備の促進を図る。【市・事業者・広域連合】
- アスベストの飛散による健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、アスベストに関する啓発活動を行うとともに、飛散防止対策を推進する。【市】

目標（8）社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物の仮置場の確保の推進）

- 十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。【市・事業者】

（災害廃棄物処理計画に基づく対策の促進等）

- 災害廃棄物処理計画に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。【県・市・事業者】

（ごみ焼却施設等の災害対応力の強化等）

- 災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための広域的な処理計画を策定する。【市】
- 廃棄物処理を災害発生時で安定的に継続できるように、廃棄物収集運搬するルートを確保するとともに、廃棄物処理施設の整備を行う。【市・事業者】

（重要業績指標）

- ◆ 災害廃棄物処理計画の見直し・改正：策定(H29)⇒見直し・改正(R5)

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（復旧・復興を担う人材等の育成等）

- ボランティア関係団体と相互に連絡・連携し、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、調整役となるコーディネーターの確保と養成に努める。【市・地域・事業者】
- 防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学等の研究機関と連携し、人材の育成と外部の専門家等の意見・支援を活用する仕組みを構築する。【市・事業者・研究機関】

(地方行政機関等の機能低下の回避)

- 社会状況の変化、人事異動等による組織の改正、各課の新しい防災への取り組み等、絶えず変化する業務に対応するため、継続的に安城市役所業務継続計画（BCP）及び班別職員行動マニュアルの見直しを行う。【市】
- 災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。【市】

(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)

- 被災後の迅速な復旧・復興を図るため、大規模災害を想定した復興組織や復興体制等の整備に向けた検討を行う。【県・市】
- 震災後の防災街区として再生を図り、都市が迅速かつ円滑に復興できるよう、市民と行政が協働でまちづくりを考える「事前復興まちづくり」に取り組みたい地域を支援し、防災意識の向上を図る。【県・市】
- Society 5.0の実現とともにSDGs達成に向けた取組など、研究機関や民間事業者における基礎技術から応用技術に至る市民の安全・安心に係る幅広い分野での社会実装に向けた研究開発を促進する。その際、地域強靭化に係る研究施設の機能強化、研究開発の他目的への転用など、他目的の研究開発の地域強靭化の各分野への活用を推進し、効率的・効果的な研究開発に努める。【市・事業者・研究機関】
- CASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）やMaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）など、地域強靭化以外の分野を含めた技術開発成果の転用、活用を推進し、効率的・効果的な研究開発に努める。【市・事業者・研究機関】

(災害ボランティアの円滑な受入)

- 災害ボランティアセンターの運営マニュアルの精度を高めるとともに、災害ボランティアセンターの運営訓練を継続実施し、ボランティア関係団体との連携に努める。
【市・事業者】
- ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。【市・事業者】
- 災害時において防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及び中間支援組織等の連携を図る。また、地方公共団体に設置される災害対策本部に民間の専門家等を受け入れる体制の検討を進める。【県・市・地域・事業者】

(円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保)

- 地震の発生により多数の遺体が発生した場合に、適切な遺体対応が困難になることを

防ぐため、火葬場の相互応援等の訓練の実施や遺体安置所の資機材を整備する等の取り組みを推進する。【市・事業者】

(重要業績指標)

- ◆受援計画の見直し・改正(再掲):計画策定(R1)⇒見直し・改正(R7)
- ◆火葬場連絡協議会及び訓練の実施:訓練参加(R1)⇒訓練参加1回/年(R7)

8-3 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)

- 河川について、河道の整備を図り、河口部の堤防、水門等について改築を実施するほか、地盤沈下による治水機能の低下に対応して、排水機場設置などにより低地河川としての整備を行うなど、流域減災対策を推進する。【国・県・市】

8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

- 応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳の整備を進める。【市】
- 災害時のオープンスペースを確保するため、公園を計画的に整備する。【市】
- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、あらかじめオープンスペースを確保するよう努めるとともに、オープンスペースの活用方法についても調整を行う。

【市】

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

- 自宅の全壊等で、多数の一時的な住まいの需要が発生することに備え、応急仮設住宅の建設に係る愛知県との連絡体制の確認、候補地台帳の更新、模擬訓練に参加することにより、被災時の応急仮設住宅建設を円滑に実施するための体制を整備する。【県・市】
- 市と関連団体との協定に基づき、提供された民間賃貸住宅の情報を把握することにより、入居管理体制の整備を推進する。【市・事業者】
- 市が整備をする公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対応すべく戸数の確保を行うとともに、長寿命化計画の策定により、計画的かつ着実に維持管理・更新等を推進

する。【市】

(自宅居住による生活再建の促進)

- 職員等に対しては、被災建築物応急危険度判定士養成講習会の受講を促し、判定士の養成を推進する。【市】

(重要業績指標)

- ◆都市公園数:98ヶ所(H28)⇒104ヶ所(R5)

8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の耐震化等の推進)

- 個人、町内会等で保管・管理する市指定文化財について、資料の状態確認・保管状況の聞き取り・実見して把握し、防災上・文化財保存上問題があれば改善のための助言をすることで、保管状態の向上、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。さらに、未指定の文化財についても把握と保全に努める。【市】

(博物館の展示物・収蔵物の被害の最小化)

- 歴史博物館、市民ギャラリー、埋蔵文化財センターの収蔵庫の棚に落下防止対策を施すなど防災対策を推進し、被害を最小限に留める。【市】
- 展示品・収蔵品、市内に所在する指定文化財・未指定文化財を含む様々な歴史資料の体系的な地震対策や、発災時の行動・対応マニュアルを作成し、文化財の保護対策を進める。【市】

(重要業績指標)

- ◆指定文化財等(建造物)の台帳作成:防災台帳なし<指定建造物12・登録建造物15>(R1)⇒防災台帳作成<指定建造物12・登録建造物15>(R5)

8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(復興体制や手順の検討等)

- 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の

交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、業務を支援するシステムの活用について検討する。【市】

(重要業績指標)

- ◆被災者支援システムを活用した訓練の実施:毎年実施(R1)⇒毎年実施(R7)

8-7 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- 非被災地に対して、被害の状況、支援の要望とともに、過度の風評、経済停滞を招かないよう、復旧・復興の見込み等に関する情報発信体制を整備する。【市】

② 施策分野ごとの施策の推進方針

1) 個別施策分野

① 行政機能/警察・消防等/防災教育等

➢ 行政機能

(業務継続計画等の見直し)

- 社会状況の変化、人事異動等による組織の改正、各課の新しい防災への取り組み等、絶えず変化する業務に対応するため、継続的に安城市役所業務継続計画（BCP）及び班別職員行動マニュアルの見直しを行う。【市】3-2、8-2

(非常時優先業務の実施)

- 災害時の拠点となる市の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。【市】3-2

(災害対応力の強化)

- 市庁舎などの公共建築物は、災害対策の拠点や避難所として防災上重要な役割を担うため、大規模な災害に際しても大きな機能障害を生じないよう、計画的かつ効果的な耐震化・不燃化を推進し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努める。【市】3-2
- 外部からの支援を効率的・効果的に受け入れ、人命救助のために重要な72時間において効率的な活動ができるように、救助活動・医療活動・物資調達・燃料供給等の業務単位で安城市災害時支援計画を策定し、適宜見直しを行う。【市】3-2
- 大規模火災から人命や財産を守るため、耐震性貯水槽等の設置を促進し、災害対応力の向上を図る。【市・広域連合】1-2

(近隣市町等からの支援)

- 災害時相互応援協定を締結している自治体との連携強化を図り、安城市災害時支援計画を基に外部からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。【県・市】3-2

➢ 警察・消防等

(情報収集・提供及び通信の高度化・多重化等)

- 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。【市・広域連合】7-2
- マルチコプターなど情報収集用資機材の充実及び操作者の育成など、情報収集体制の強化を図る。【市】7-2

(救助・救援等に係る体制強化)

- 円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開・活動及び宿営の拠点、人員、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保・整備を図り、これらの拠点等に係る関係機関との情報の共有等災害対応体制の充実強化を推進する。【国・県・市・広域連合】2-1、2-2、4-2
- 自主防災組織の育成・強化を図り、消防団との連携と災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、自主防災組織は、地域の実情に応じた地区防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行い、地域防災力の充実強化を図る。【市】1-1
- 各自主防災組織において実施する防災訓練や組織の運営、資機材整備、防災マップ作成等の対策支援を推進する。【市・地域】1-5

(災害対応の装備資機材等の充実)

- 市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化する。【市・事業者・広域連合】4-1
- 防災倉庫を一般避難所、福祉避難所、特定福祉避難所に設置するとともに、優先度の高い物資や女性の視点を取り入れた備蓄、乳幼児や高齢者などの要配慮者に必要な生活物資の備蓄等を進める。【市】2-6

(地域における防災体制の強化)

- 消防団員加入促進の啓発活動を実施する。また、消防団員に対する優遇制度として消防団応援事業所及び消防団協力事業所の募集を推進するとともに消防団員に対する福利厚生の充実を図り、消防団員数の定数確保を維持する取組を実施する。【市・地域・広域連合】2-2
- 地元町内会と消防団の結びつきを強固にし、相互が協力して消防団員の定数確保を継続する体制を構築する。【市・地域・広域連合】1-1、7-1
- 消防団の訓練や研修等を実施し、専門知識や技術の習得、車両や資機材、個人装備の充実及び既存の災害運用マニュアルの検討修正を行う。【市・広域連合】1-1、7-1

➤ 防災教育等

(効果的な教育・啓発の実施)

- 防災ラジオ等の活用による緊急地震速報等の周知を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発

する。【市・広域連合】1-1

- 災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等との協力、地域との連携を促進し、地域の実情に応じた防災教育及び訓練を推進する。【市・地域・市民・事業者】1-1
- 教員・保育士・児童生徒・園児等の実態に合った防災教育活動を推進し、危機意識と状況を適切に判断する力を育てるとともに、避難所生活での健康管理や生活の在り方等について、特別活動や学級活動等の授業に取り入れ、防災啓発や人材育成を推進する。【市】1-4、1-5、2-6
- 自主防災組織の育成・強化を図り、消防団との連携と災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、自主防災組織は、地域の実情に応じた地区防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行い、地域防災力の充実強化を図る。【市】1-1
- 安城市地域防災計画（地震災害対策計画編・風水害等災害対策計画編）及び安城市水防計画に基づき、各防災関係機関及び地域住民等の協力のもと、災害時の混乱や被害を最小限にとどめると共に、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認し、迅速な連携により防災及び減災に資する訓練・啓発を実施し、市民一人ひとりが日頃から地震災害・風水害に対する認識を深め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、「自らが何をするべきか」を考え、自助・共助能力及び意識の向上に繋げる。【市・地域・市民・事業者・広域連合】1-1
- 「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する。【県・市・地域・市民・事業者】3-1

② 住宅・都市

（住宅・建築物等の耐震化等）

- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。【市・事業者】1-1、7-1
- 官庁施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化し、大規模な災害に際しても大きな機能障害を生じないよう、計画的かつ効果的な耐震化・不燃化を推進し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努める。【市・事業者】1-1、7-1
- 高層建築物については、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。【市】1-1
- 市が整備をする公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対応すべく戸数の確保を行

うとともに、長寿命化計画の策定により、計画的かつ着実に維持管理・更新等を推進する。【市】8-4

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 地震発生後の通電火災による被害の拡大を減らすため、各家庭への感震ブレーカーの設置を推進し、市公式ウェブサイト・窓口・まちかど講座等でのPRなど、効果的な啓発を行い、通電火災対策を実施する。【市・市民】7-1
- 災害時の一時避難地としての役割を担う公園にソーラー照明灯を設置し、防災機能を高める。【市】2-1

(災害時の水の確保)

- 災害時に迅速に必要となる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、各家庭、事業所、避難所等における備蓄を図るとともに、調達、輸送できるよう、関係業界との連携を深め、災害対応力の強化を図る。【市・市民・事業者】2-1
- 幹線配水管や重要管路等の耐震管への布設替えを行うとともに、応急給水施設の設置及び浄配水場施設の耐震化を行う。【県・市・事業者】5-5、6-2

(渴水対策等の推進)

- 用水供給整備水準を超える渴水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共用を綿密に行うとともに、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効利用した水資源の有効利用等の取組を進め る。【県・市・事業者】5-5

(水道施設の耐災害性の強化)

- 被災時における給水機能を維持し、市民の生活用水を確保するため、水道施設の被害を最小限にとどめるよう、施設の耐震性向上に留意した改良又は整備を行い、施設の防災性の強化に努める。水道施設の耐震性の確保については、強度が低下している老朽管の更新時に耐震化を図り、浄配水場施設の新設拡張更新、改良等の際には耐震設計及び耐震施工に努める。【市・事業者】6-2
- 災害時に重要な拠点となる病院、避難所、福祉避難所、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など人命の安全確保を図るために、給水優先度が高い施設の配水管について優先的に耐震化を進める。【市・事業者】2-1、6-2

(下水道施設の耐震化等の推進・下水道BCPの充実)

- 下水道管理者は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたって、公益社団法人日本下水道協会等の定める指針や基準に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応

じて必要な対策を講じる。【市】6-3

- 下水道施設の被災時における復旧作業を円滑に実施するため、緊急連絡体制の確立、復旧用資機材の確保や復旧体制の確立に努める。【市】6-3

(汚水処理施設等の維持管理及び防災対策の強化)

- 中心市街地の汚水を収集する幹線管きよ及び中継ポンプ場等の耐震化を行う。【市】6-3
- し尿処理施設の安定稼働を図るため、適切な整備を実施する。【市】6-3

(危険な空き家等の除却等への支援)

- 適切に管理されていない空き家等の適正な管理を促進し、地震による空き家の倒壊を防止する。【市】7-2

(帰宅困難者対策の推進)

- 行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員への配慮や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を進める。【市・事業者】2-3
- 帰宅困難者の発生に備え、帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報の展開、事業者による物資の備蓄等の促進、一時的に滞在する場所として利用する施設の確保等の対策を図る。【市・事業者】2-3
- 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を促進する。また、滞在者等の安全の確保に向けた取組を一層促進する。【市・事業者】2-3

(各種施設の災害対応機能の強化)

- 企業は、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。【事業者】5-1、6-1
- 避難所における避難市民の生活を確保するため、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等、必要と考えられる生活必需物資、資資機材等の備蓄・整備や耐震改修、バリアフリー化を促進する。【市】2-6

(道路の防災対策の推進)

- 生産拠点と物流施設を結ぶルートの耐災害性を高めるため、幹線道路ネットワークの

整備を推進する。【県・市】5-1

- 道路の防災、地震対策や無電柱化対策を進めるとともに、地域全体の被災危険性も考慮しつつ、洪水等の地域の防災対策を推進する。【県・市】5-1

(多様な手法を活用した迅速な仮設期の住まいの確保)

- 市と関連団体との協定に基づき、提供された民間賃貸住宅の情報を把握することにより、入居管理体制の整備を推進する。【市・事業者】8-4

(復興に向けた住まいの在り方)

- 自宅の全壊等で、多数の一時的な住まいの需要が発生することに備え、応急仮設住宅の建設に係る愛知県との連絡体制の確認、候補地台帳の更新、模擬訓練に参加することにより、被災時の応急仮設住宅建設を円滑に実施するための体制を整備する。【県・市】8-4
- 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、業務を支援するシステムの活用について検討する。【市】8-6

(浸水対策の推進)

- 大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、水害ハザードマップなど各種ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する。【市】1-4

(文化財の防災対策等)

- 個人、町内会等で保管・管理する市指定文化財について、資料の状態確認・保管状況の聞き取り・実見して把握し、防災上・文化財保存上問題があれば改善のための助言をすることで、保管状態の向上、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。さらに、未指定の文化財についても把握と保全に努める。【市】8-5
- 歴史博物館、市民ギャラリー、埋蔵文化財センターの収蔵庫の棚に落下防止対策を施すなど防災対策を推進し、被害を最小限に留める。【市】8-5
- 展示品・収蔵品、市内に所在する指定文化財・未指定文化財を含む様々な歴史資料の体系的な地震対策や、発災時の行動・対応マニュアルを作成し、文化財の保護対策を進める。【市】8-5

③ 保健医療・福祉

(災害時における保健医療機能の確保)

- 多くの傷病者等に備えるため、中学校等5か所の医療救護所に設置した防災備蓄医薬品の管理、更新を行う。【市・事業者】2-4
- 災害時の医療救護体制の確認や医療救護班のスキル向上などを図るため、関係機関と連携し、医療救助検討会の開催や訓練を実施する。【市・事業者】2-4
- 水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等医療リソースを提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力し、連携を強化する。【市・事業者】2-4
- 災害時保健活動の拠点となる保健センター施設について、建物の被害状況を把握し使用可否を判定できる人材を養成するために県の研修会へ参加するとともに、機能確保のため、必要に応じて災害時保健活動マニュアルの見直しを実施し、避難所等の支援体制の整備を図る。【市・事業者】2-6

(保健医療施設等における燃料の確保)

- 市の施設等において、代替エネルギー・システムの活用を含め自家発電設備等の導入・整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるとともに、次世代自動車の普及促進を図り、エネルギー供給源の多様化・分散化を推進して、災害対応力を強化する。【市】5-2

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)

- 福祉避難所等での要配慮者を介助するマンパワー確保のため、通所事業や訪問事業を実施している民間福祉事業所と介護人材派遣の協定を締結する。【市・事業者】2-4
- 被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、民間福祉事業所、近隣住民やボランティア団体、国・県・他市町村等との応援協力体制の確立に努め、要配慮者の緊急一時的な受入体制の整備を図る。【国・県・市・事業者】2-4

④ エネルギー

(エネルギー・サプライ・チェーン等の強化)

- 電力供給機関は災害時における電力供給を確保し、市民生活の安定を図るため電力設備の防災対策を行う。【事業者】6-1

- 企業は、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。【事業者】5-1、6-1

(停電時における電動車等の活用)

- 電源供給が可能な公用車の確保を進める。【市】2-1
- 電力を自給自足できる住宅を普及させることにより住宅単位での防災力向上を図るため、家庭用燃料電池システム、家庭用リチウムイオン蓄電池システム、住宅用次世代自動車充電システム及び次世代自動車などの普及促進を図る。【市・事業者】2-1

(エネルギー供給能力を維持する施設やシステムの強化)

- ごみ焼却施設をエネルギー施設として環境負荷の低減を図りつつ整備、推進を図る。【市】5-2

⑤ 情報通信

(情報通信機能の耐災害性強化、高度化)

- 大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策や抜本的対策を実施し、防災体制を強化する。【県・市・事業者】4-1
- 市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化する。【市・事業者・広域連合】4-1
- 平常時より無線設備の点検を実施するとともに、無線設備や非常電源設備を耐震性のある場所へ設置する。【市】4-1

(情報手段の多様性の確保)

- 災害情報共有システム（Lアラート）等を活用し、気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、情報伝達手段の多重化、多様化を推進する。【市】4-2
- 災害時に無料で利用できる公衆無線LANサービス「Anjo-free-wifi」の整備を促進し、各公民館などで市民の情報収集ツールのひとつとして提供する。【市】4-2
- 外国人住民に対する情報発信力の強化及び災害時の避難所における外国人住民の生活

をサポートするため、他市の仕組みを研究し、市民協働課フェイスブック「Anjo-info」等を改善する。【市】4-3

(情報通信機能の被災の復旧体制の強化)

- 大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策や抜本的対策を実施し、防災体制を強化する。【県・市・事業者】4-1

⑥ 産業・経済

(企業BCP策定の促進等)

- 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCP策定・運用するよう努める。【事業者】5-1
- 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や企業等は、協定の締結や防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、その他各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進と関係機関の連携の強化に努め、耐災害性を向上させていく。【事業者】2-1、5-4

⑦ 交通・物流

(災害時における代替輸送ルート等の検討)

- 輸送ルートの確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を進める。【国・県・市】6-4
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。【国・県・市】6-4
- 災害発生時における地域の経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路の整備を行うとともに、必要な代替ルートの確保に努める。【国・県・市】2-1、5-3、6-4

- 広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。【国・県・市】6-4

(輸送ルート確保の強化)

- 災害時において救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、緊急輸送道路や重要物流道路などを含む幹線道路ネットワークの整備等の地域の防災対策を着実に進める。【国・県・市】2-2
- 道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携による複数輸送ルートの確保に努める。【国・県・市】6-4
- 緊急輸送道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急性度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材を投入し、迅速な応急復旧を行う。【国・県・市】6-4
- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、道路冠水想定箇所一覧（愛知県公表）等による冠水危険箇所を示すとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を推進する。【県・市】6-4

(輸送経路啓開に向けた体制整備)

- 大規模地震発災後、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を推進する。【国・県・市・事業者】6-4

(迅速な道路啓開、復旧の体制整備)

- 大規模かつ広域的な災害時に発生する道路啓開等の業務量を軽減するために、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化や非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。【市・市民・事業者】2-1

(被災状況の迅速な把握・共有)

- 災害時の被害状況調査においてマルチコプターを有効活用するため、市職員または消防団機能別団員を対象とした研修、訓練計画を立案し操作者の育成を行う。【市・広域連合】4-1

⑧ 農林水産

(災害時における食料確保対策の強化)

- 被害の小さかった住宅の市民が避難しなくて済むよう、防災イベント等の参加者に対して防災パンフレットを配布し、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資について1週間程度（最低でも3日分以上）の家庭内備蓄を促進する。【市・市民】2-6
- 防災倉庫を一般避難所、福祉避難所、特定福祉避難所に設置するとともに、優先度の高い物資や女性の視点を取り入れた備蓄、乳幼児や高齢者などの要配慮者に必要な生活物資の備蓄等を進める。【市】2-6
- 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や企業等は、協定の締結や防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、その他各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進と関係機関の連携の強化に努め、耐災害性を向上させていく。【事業者】2-1、5-4

(食品流通の早期再開に向けた連携・協力体制の拡大)

- 災害時に迅速に必要となる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、各家庭、事業所、避難所等における備蓄を図るとともに、調達、輸送できるよう、関係業界との連携を深め、災害対応力の強化を図る。【市・市民・事業者】2-1

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農地及び排水機、水路等の農業用施設の災害対応力強化のため、老朽化施設等の整備の推進を図るとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるなど、防災・減災対策を推進する。【市・事業者】5-4

⑨ 地域保全

(総合的な地域保全対策の推進)

- 土砂災害危険箇所等に関する資料について、関係住民への周知が図られるよう考慮し、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所など、実際の避難行動に資するハザードマップを作成して、警戒避難体制の充実・強化を図る。【市・事業者】1-5
- 浸水想定区域などにおける警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画や浸水に係るハザードマップなどを具体的に策定し、避難指示（緊急）等の具体的な発令基準をあら

はじめ定める等ソフト対策を推進する。【市】1-4

(健全な水循環の維持、回復)

- 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水や地震等による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する。【県・市・事業者】5-5
- 用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共用を綿密に行うとともに、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効利用した水資源の有効利用等の取組を進めること。【県・市・事業者】5-5

(総合的な治水対策の推進)

- 市街地の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、地下施設等の浸水対策を推進するほか、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を推進する。【国・県・市】1-4

(南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討)

- 南海トラフ地震発生時の広域応援について、国や県の受援計画に基づき、各方面からの支援を円滑に受け入れる体制を具体的に定めた安城市災害時受援計画を策定し、適宜見直しを行うよう努める。【市】3-2

⑩ 環境

(災害廃棄物処理計画に基づく対策の促進等)

- 災害廃棄物処理計画に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。【県・市・事業者】8-1
- 十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。【市・事業者】8-1

(浄化槽の災害対応力の強化)

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。【市・事業者】6-3

(有害物質の漏えい対策等の強化)

- 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、消防法等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化等防災対策を促進する。【市・事業者】7-4
- 毒物劇物屋外貯蔵タンクについて、流出防止の防液堤、貯留槽等、耐火構造の専用施設の設置を推進する。また、毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図り、毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備器材等の配備の促進を図る。【市・事業者・広域連合】7-4

⑪ 土地利用

(安全な地域づくり)

- 防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。【市】7-1

(避難施設及び災害復旧用オープンスペースの確保)

- 災害時のオープンスペースを確保するため、公園を計画的に整備する。【市】8-4
- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、あらかじめオープンスペースを確保するよう努めるとともに、オープンスペースの活用方法についても調整を行う。【市】8-4

(復興事前準備・事前復興の推進)

- 被災後の迅速な復旧・復興を図るため、大規模災害を想定した復興組織や復興体制等の整備に向けた検討を行う。【県・市】8-2
- 震災後の防災街区として再生を図り、都市が迅速かつ円滑に復興できるよう、市民と行政が協働でまちづくりを考える「事前復興まちづくり」に取り組みたい地域を支援し、防災意識の向上を図る。【県・市】8-2

2) 横断的分野

A リスクコミュニケーション

(地域強靭化に関する教育等の推進)

- 「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となつて、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する。【県・市・地域・市民・事業者】3-1

(非被災地への情報発信)

- 非被災地に対して、被害の状況、支援の要望とともに、過度の風評、経済停滞を招かないよう、復旧・復興の見込み等に関する情報発信体制を整備する。【市】8-7

(要配慮者への対応)

- 被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、民間福祉事業所、近隣住民やボランティア団体、国・県・他市町村等との応援協力体制の確立に努め、要配慮者の緊急一時的な受入体制の整備を図る。【国・県・市・事業者】2-4

(災害対応業務の標準化等)

- 災害時において防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO 及び中間支援組織等の連携を図る。また、地方公共団体に設置される災害対策本部に民間の専門家等を受け入れる体制の検討を進める。【県・市・地域・事業者】8-2
- 円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開・活動及び宿営の拠点、人員、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保・整備を図り、これらの拠点等に係る関係機関との情報の共有等災害対応体制の充実強化を推進する。【国・県・市・広域連合】2-1、2-2、4-2

(共助社会づくり)

- 自主防災組織の育成・強化を図り、消防団との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。【市・地域】3-1
- 災害ボランティアセンターの運営マニュアルの精度を高めるとともに、災害ボランティアセンターの運営訓練を継続実施し、ボランティア関係団体との連携に努める。【市・事業者】8-2
- 防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるた

め、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学等の研究機関と連携し、人材の育成と外部の専門家等の意見・支援を活用する仕組みを構築する。【市・事業者・研究機関】8-2

(避難の円滑化、迅速化等)

- 避難勧告等について、災害事象の特性に留意し、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫して、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるよう区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。【市】1-4
- 市民自らが救助活動や応急手当を実施できるようにするために、知識の習得や訓練の実施等を被災者救助、捜索関係施策を推進する。【市・市民・広域連合】1-5
- 避難行動要支援者名簿を作成し、名簿等の避難支援等関係者への提供についての同意を得て、避難行動要支援者に関する情報の共有や個別支援（避難）計画の作成を促進し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする。【市・事業者】2-6

B 人材育成

(人材の育成と技術的支援体制の整備)

- ボランティア関係団体と相互に連絡・連携し、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、調整役となるコーディネーターの確保と養成に努める。【市・地域・事業者】8-2
- ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやさしい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。【市・事業者】8-2

(指導者等の育成)

- 研修の実施等による防災リーダーの育成、ネットワーク化、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。【市】3-1

C 老朽化対策

(インフラ老朽化対策等の推進)

- 高度成長期以降に整備されたインフラの老朽化に対応するため、安城市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）や個別類型ごとの長寿命化計画の策定により、計画的かつ着実に維持管理・更新等を推進する。【市】3-2
- 老朽化が進む上水道、工業用水道、農業水利施設に対して耐震化を進める。【県・市・事業者】5-5

D 研究開発

(強靭化に関する研究開発の促進)

- 災害時の被害情報収集・地理情報活用・リアルタイム被害予測など他自治体とのプラットフォームの共通化を可能とする「次世代型災害情報システム」の構築に向けて、名古屋大学や県内関係自治体と共同で研究開発及び実証実験を行うなど、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。【市・事業者・研究機関】4-3

(技術開発成果の転用と活用)

- Society 5.0の実現とともにSDGs達成に向けた取組など、研究機関や民間事業者における基礎技術から応用技術に至る市民の安全・安心に係る幅広い分野での社会実装に向けた研究開発を促進する。その際、地域強靭化に係る研究施設の機能強化、研究開発の他目的への転用など、他目的の研究開発の地域強靭化の各分野への活用を推進し、効率的・効果的な研究開発に努める。【市・事業者・研究機関】8-2
- CASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）やMaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）など、地域強靭化以外の分野を含めた技術開発成果の転用、活用を推進し、効率的・効果的な研究開発に努める。【市・事業者・研究機関】8-2

E 産学官民・広域連携

(産学官民の連携)

- 災害時の被害情報収集・地理情報活用・リアルタイム被害予測など他自治体とのプラットフォームの共通化を可能とする「次世代型災害情報システム」の構築に向けて、名古屋大学や県内関係自治体と共同で研究開発及び実証実験を行うなど、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。【市・事業者・研究機関】4-3

- 災害時において防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO 及び中間支援組織等の連携を図る。また、地方公共団体に設置される災害対策本部に民間の専門家等を受け入れる体制の検討を進める。【県・市・地域・事業者】8-2
- 防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学等の研究機関と連携し、人材の育成と外部の専門家等の意見・支援を活用する仕組みを構築する。【市・事業者・研究機関】8-2

(広域防災拠点の整備等)

- 市は衣浦東部広域連合と協力し、消防団の活性化を推進し、広域消防体制の整備を図る。【市・広域連合】2-2
- 広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。【国・県・市】6-4

(市町村間の協調・連携に係る取組の推進)

- 西三河防災減災連携研究会による広域的な防災対策の強化を図る。【県・市】3-2
- 災害時相互応援協定を締結している自治体との連携強化を図り、外部からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。【県・市】3-2

第5章 計画推進の方策

1 計画の推進体制

本計画は、全庁横断的な体制で推進する。また、地域の強靭化に向けて、国や愛知県、近隣市町、関係事業者、市民等の連携、協力を促進するとともに、地域コミュニティの活性化や民間資金の活用等、平時から関係構築を進め、効果的な施策の実施に努めることとする。

2 計画の進捗管理

本計画の理念を実現し、地域の強靭化を進めるためには、本計画に基づく施策を着実に推進していくことが重要である。そのためには、施策の進捗状況の把握等を行い、進捗等に応じて施策を不斷に見直し、必要に応じ新しい施策等を追加していくことが必要となる。具体的には、第4章で示したリスクシナリオごとの強靭化を推進するための主要施策を実施するとともに、毎年度、施策や重要業績指標の進捗状況の把握等を行い、本計画を見直すというPDCAサイクルをまわすことにより、効率的に本市の強靭化を推進する。

また、強靭化のために取り組む施策は、中長期的に多様な主体が相互に連携して推進していく必要があり、今後も継続的に検討を行い、個別具体的施策を充実させていく。国の国土強靭化予算の中の地域の国土強靭化の取組推進に位置付けられる個別具体的施策の詳細は、別途定める「安城市国土強靭化地域計画に位置付ける個別具体的施策の事業一覧」に明記する。事業一覧は毎年度更新を行い、着実な推進を図る。

3 計画の見直し

本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年ごとに見直すこととする。また、地域活性化、地域創生との連携など、国や県の強靭化施策等の動向を踏まえるとともに、年度の進行管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合なども、第4章の「推進すべき施策の方針」を中心に適宜、本計画を見直すこととする。

さらに、見直しにあたっては、関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画を指針として他の計画等に適切に反映されるなど、本計画と関係するその他の計画との、双方向の連携を考慮する。

資料編

■ 用語解説

あ行	新しい公	市だけでなく、市民、地域づくり組織、市民活動団体、事業者など多様な主体からサービスを受けることができる地域が一体となって作り上げる社会。「新しい公共」ともいう。
	液状化現象	地震が発生した際に、地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になる現象。
	応急仮設住宅	自然災害（地震や水害、土砂災害）などにより、居住できる住家を失い、自らの資金では住宅を新たに得ることができない人に対し、行政が貸与する仮の住宅。
	オープンスペース	都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分などの建築物に覆われていない空間の総称。防災上、江戸時代から火除地として、火災時の延焼防止や延焼遅延の役割を果たし、近年では都市における根幹的な施設として認識されている。
か行	帰宅困難者	地震などの自然災害に、勤務先や外出先等において遭遇し、自宅への帰還が困難になった人々。
	狭あい道路	幅員 4 m未満で、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定により同条第 1 項の道路とみなされるもの又はこれに準ずるものとして特定行政庁に指定された道路。
	強靭化（きょうじんか）	国土（地域）や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつこと。
	業務継続計画(BCP)	災害時において、人や物、情報等の利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非

	常時優先業務) を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた計画。「事業継続計画」、「BCP (Business Continuity Plan の略)」ともいう。
緊急輸送道路	地震等の大規模災害が発生した場合、救命活動や物資輸送を円滑に行うために、国・県・市町村などが事前に指定する道路。
広域受援	大規模災害が発生した際に、県内外等、被災地以外からの応援部隊や救援物資等を受けること。円滑かつ迅速に受け入れができるよう、あらかじめ広域受援計画やマニュアル等を定め、受援体制を構築しておくことが必要である。
公共施設	市の管理する学校、医療施設、社会福祉施設や公営住宅、道路・橋梁、上・下水道などをいう。
国土強靭化基本計画	国により国土強靭化基本法第 10 条に基づき、国土強靭化に関する国の他の計画等の指針となるよう策定された計画。
国土強靭化基本法	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」の略称。国民の生命と財産を守るため、事前防災・減災の考え方に基づき、強くしなやかな国をつくる「国土強靭化」の総合的・計画的な実施を目的とする法律。
災害拠点病院	災害拠点病院とは、災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のことで、高度の診療機能を有し、被災地からの重症傷病者受入れ及び搬出を行なう広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する病院をいう。

さ行

災害廃棄物	地震や津波、洪水などの災害に伴って発生する廃棄物のこと。倒壊・破損した建物などのがれきや木くず、コンクリート等をいう。
災害廃棄物処理計画	災害により大量に生じる廃棄物等を迅速かつ適正に処理するため、必要な事項を定めたもの。
災害用マンホールトイレ	災害時にマンホールの上に仮設トイレを設置し、直接下水道に流し使用するもの。
サプライチェーン	ある製品が、原料の段階から消費者の手に届くまでの全過程のつながり。供給網。
重要業績指標(KPI)	組織の目標達成の度合いを見る指標で、それぞれの取組みにおいて、数値化した指標など達成度合いをわかりやすく示したもの。「KPI (Key Performance Indicator の略)」ともいう。
自立・分散型エネルギー	従来の大規模な集中型の発電所等による電力供給に対し、地域で必要とされるエネルギーは地域でつくるというシステム。
水害ハザードマップ	大雨や洪水による被害から、市民が避難する際の参考となる情報をまとめたもの。市内の主要な河川が大雨により氾濫した場合の浸水する範囲や深さの予想、避難場所などを示している。
脆弱性（ぜいじやくせい）	もろくて弱い性質のこと。本計画においては、自然災害等の被害を回避するための対策（施策）や国土利用・経済社会システムの現状に問題があり、致命的な被害や回復の遅れを生じさせるおそれのある場所、事態、要因などをいう。
た行 タイムライン	災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定・共有し、「いつ」、「誰

	が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。防災行動計画ともいう。	
地域強靭化計画 (国土強靭化地域計画)	国土強靭化基本法第13条に規定されているもので、「都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」とされている。	
中部版くしの歯作戦	東日本大震災を踏まえ、津波による甚大な被害が想定される太平洋沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、復旧・復興を見据えた地震防災に関する道路啓開オペレーション計画について、あらかじめ関係機関が連携して策定し、共有していくことが重要であるとの認識のもと、国土交通省中部地方整備局により平成24年3月に策定（平成29年5月改訂）されたもの。「早期復旧支援ルート確保手順」ともいう。	
テレメータ	遠隔監視（遠方から電気信号として送られてきた測定量（情報）を解読し、指示あるいは記録する装置をいう。	
道路啓開	緊急車両等の通行のため、一車線でも通行可能となるよう、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること。	
土砂災害警戒区域	土砂災害のおそれのある土地の地形や土地利用状況等について県が調査した結果を基に、知事が関係市町村長の意見を聴いたうえで指定された土砂災害のおそれがある区域。	
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域。	
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。	
な行	南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて知らせるもので、以下の条件で発表される。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
は行	農業水利施設 ダムなどの基幹的施設から、地域に網の目のように張り巡らされている末端の用排水路施設に至るまでの、農業水利のための施設。農業生産の基盤となる。
排水機場	大雨による農地や農業用施設などへの水害を未然に防止するために、排水ポンプを運転して、雨水を川や海に強制的に排水するための施設。
ハザードマップ	自然災害による被害が予測される区域や災害の程度のほか、危険を回避するための避難場所、避難経路等の必要な防災情報を分かりやすく地図上に示したもの。
非構造部材	建築物を構成する部材のうち、天井材、窓ガラス、照明器具、空調設備など建物のデザインや居住性の向上などを目的に設置される部材。
被災建築物応急危険度判定士	大地震での二次災害を防ぐため、被災した建物を調べ、余震による倒壊や部材の落下などの危険性を判定する専門家（建築士などの資格を持つ人が一定の講習を受けることで県から認定される）。
避難行動要支援者	高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人などの防災施策において特に配慮を必要とする人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする人。
福祉避難所	災害時に、一次避難所での避難生活が困難な、特別な支援を必要とする高齢者や障害者、妊婦などを対象に設けられる、市町村指定の二次避難所をいう。本市では避難の状況により一次避難所への福祉スペースの設置、公的

	福祉避難所、民間福祉避難所の順に開設していく計画となっている。
	実際に走行している車（プローブカーと呼ぶ場合がある）から位置や車速などの情報を用いて生成された道路交通情報のこと。現行のVICS等の道路交通情報は、主に主要道路のセンサーから交通量と速度情報を取得しているが、プローブ情報は主要道路ではない道路（県道や市町村道など）も含めた広範囲な道路交通情報の生成・提供が可能となる。
	地域における自主的な防災活動を効果的に実践するために、必要な調整や指導などを中心的に行う人。
ま行	マルチコプター ヘリコプターの一種であり、3つ以上のローターを搭載した回転翼機のこと。今日では特に無人航空機(いわゆる「ドローン」)を指すことが多い。
や行	密集市街地 老朽化した木造建築物が密集し、かつ公共施設（道路・公園・広場など）が十分に整備されていないため、地震や火災が発生した際に、延焼防止や避難のために必要な機能が確保されていない状況にある市街地。
ら行	要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人など、災害時において特に配慮を要する人。
	リスクコミュニケーション リスクに関する情報について、住民、事業者、行政担当者などの関係者の間で共有し、意思の疎通を図ること。
	リスクシナリオ 基本目標や事前に備えるべき目標を達成できない状態を引き起こす、目標を妨げる事態。
	罹災証明書 地震や風水害等の災害により被災した住家等の被害の程度を市町村が証明したもの。
A	CASE CASEは、Connected（コネクテッド）、Autonomous（自動運転）、Shared & Services（カーシェアリングとサービス／シェアリングのみを指す場合もある）、Electric（電

	気自動車）の頭文字をとった造語。次世代自動車のあるべき姿を表す。
Jアラート	Jアラート（全国瞬時警報システム）は、弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステムである。
Lアラート	Lアラート（災害情報共有システム）は、災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤をいう。
MaaS	ICTを活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ（移動）を1つのサービスとしてとらえ、シームレスにつなぐ新たな「移動」の概念である。
PDCA	事業活動における生産管理や品質管理などの業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、継続的な業務改善活動等の推進が可能とされる。
SDGs	「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略称。国連により採択された17のグローバル目標と169のターゲット（達成基準）から成る。
SIP4D	SIP4Dとは、「Shared Information Platform for Disaster Management」（基盤的防災情報流通ネットワーク）の略称で、災害対応に必要とされる情報を多様な情報源から収集し、利用しやすい形式に変換して迅速に配

	信する機能を備えた、防災情報の基盤的流通を担う仕組である。
Society5.0	<p>サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。</p> <p>狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。</p>

■重要業績指標（KPI）一覧

区分1	区分2	重要業績指標（KPI）	現状値（直近値）		目標値
			再掲 数値等	年度 数値等	
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	◆住宅の耐震化率 ◆家庭の家具固定率	86.3%	R1	95%
	1-2密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	◆街頭消火器設置本数 ◆安全・安心エリアカバーラー率(%)=(安全・安心生活エリア)／(住宅市街地総合整備事業施行面積)	30.6%	R1	65%
	1-4突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	◆雨水貯留施設の貯水容量（累計）	100%達成 97.0%	R1	100%維持・更新 98.8%
	1-5被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	◆雨水貯留施設の貯水容量（累計） ◆防災倉庫の設置数	74,404m ³ 71%	H30	87,200m ³ 83%
	2-1被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	◆家庭内備蓄率 ◆橋梁点検の実施	72箇所 42.3%	R1	78箇所 65%
	2-2自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	◆橋梁長寿命化修繕の実施 ◆橋梁長寿命化修繕計画の見直し ◆安全で快適な生活道路の整備延長 ◆ソーラー照明灯設置済み都市公園数	1回／5年 適時／年 1回／年 0km 8ヶ所	R1 R1 R1 H29	1回／5年 適時／年 1回／年 約3km 15ヶ所
	2-3救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	◆受援計画の見直し・改正 ◆消防団員の定員の充足率	計画策定 100%	R1 R1	見直し・改正 100%維持
	2-4医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	◆災害時医療救護活動に関する協定を締結する団体数 ◆BCPの考え方に基づいた災害対策マニュアルを策定している災害拠点病院数 ◆特定福祉施設として災害時要配慮者の受入に関する協定を提携した社会福祉施設数	5か所 1か所 18施設	R1 R1 R1	5か所維持 1か所維持 18施設維持
	2-5被災地における疫病・感染症等の大規模発生	◆人孔の浮上防止及び耐震補強対策率 ◆汚水幹線の耐震補強対策率。	0% 0%	R3 R3	100% 78.4%
	2-6劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康態の悪化・死者の発生	◆避難所運営マニュアルの整備 ◆避難所外避難者への対策の推進 ◆防災拠点における災害用マンホールトイレの設置箇所数	整備中 未実施 34箇所	R1 R1 R1	整備完了 実施 47箇所

3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-2国、県、市、地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅低下	◆職員の安否・参集状況の把握に係る訓練の実施 ◆受援計画の見直し・改正	毎年実施 R1 再掲 計画策定	R1 毎年実施 R7 見直し・改正 R7
4. 必要不可欠な情報通信機能情報を確保する	4-2テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	◆防災ラジオの世帯普及率 ◆受援計画の見直し・改正	15.7% R1 20%	R5
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5-4燃料等の安定供給の停滞 5-5異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	◆水道管の耐震化率 ◆水道管の耐震化率 ◆浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率 ◆人孔の浮上防止及び耐震補強対策率 ◆汚水幹線の耐震補強対策率。	33.0% H30 再掲 33.0% H30 6.5% H30 0% R3 0% R3	39.0% R5 39.0% R5 8.3% R7 100% R6 78.4% R6
6. ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小化し、早期に復旧する	6-2上水道等の長期間にわたる機能停止 6-3污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	◆人孔の浮上防止及び耐震補強対策率 ◆汚水幹線の耐震補強対策率。	再掲 33.0% H30 0% R3 84施設	39.0% R5 100% R6 84施設 R5
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多數の死者の発生 7-2沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺	◆改築・更新を実施した公園施設数 ◆危険な空家の除却等への支援 ◆災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	49施設 93件 R1 80件	84施設 R5 80件 R5
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強制的な姿で復興できる条件を整備する	8-1大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 8-2復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 8-4被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ	◆災害廃棄物処理計画の見直し・改正 ◆受援計画の見直し・改正 ◆受援計画の見直し・改正 ◆火葬場連絡協議会及び訓練の実施 ◆都市公園数	策定 R1 再掲 計画策定 R1 訓練参加 R1 98ヶ所 H28	見直し・改正 R5 見直し・改正 R7 見直し・改正 R7 104ヶ所 R5
	8-5貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 8-6事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	◆指定文化財等（建造物）の台帳作成 ◆被災者支援システムを活用した訓練の実施	防災台帳なし 指定建造物12 登録建造物15 R1	防災台帳作成 指定建造物12 登録建造物15 R5
			毎年実施 R1	毎年実施 R7

(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

・目標（1）直接死を最大限防ぐ

1－1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化等の促進）

- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策が必要である。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策が必要である。
- 家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者に周知し、室内安全対策を促進することが必要である。

（不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進）

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策が必要である。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策が必要である。
- 高層建築物については、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進することが必要である。

（公共施設等の耐震化の推進・促進）

- 官庁施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化し、大規模な災害に際しても大きな機能障害を生じないよう、計画的かつ効果的な耐震化・不燃化を推進し、災害時の施設機能停止・低下を回避することが必要である。
- 学校施設等（幼児教育・保育施設を含む）の長寿命化を図るため計画的改修を行う必要がある。また、老朽化に伴う建替えが必要である。
- 天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等が必要である。

（交通施設等における脆弱性の解消）

- 大規模地震発生時に被害を受けやすい交通施設・占用物等の構造物については、長寿命化を進める必要がある。また、無電柱化の推進や、占有者に啓発するなど、施設の安全性向上が必要である。
- 橋梁点検を行い、優先度（緊急性）の高い橋梁から順次補修等を実施する必要がある。
- 一級河川鹿乗川改修事業及び二級河川半場川改修事業の河川拡幅に合わせ、橋梁を改築する必要がある。

(家具の転倒防止策等の継続的な防災教育及び訓練の推進)

- 防災ラジオ等の活用による緊急地震速報等の周知とともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等、地震についての正しい知識、防災対応等についての啓発が必要である。
- 災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等との協力、地域との連携を促進し、地域の実情に応じた防災教育及び訓練を実施する必要がある。

(災害対応能力の向上)

- 災害対応力の向上のためのハード対策・ソフト対策を推進するため、市民一人ひとりに対する意識啓発、災害対応に携わる人材に対する研修や訓練、災害対応を効果的に実施する必要がある。また、施設・設備・空間・情報、連携や研究などの枠組みや制度を策定し、社会の防災力を高める取り組みが必要である。
- 安城市地域防災計画（地震災害対策計画編・風水害等災害対策計画編）及び安城市水防計画に基づき、各防災関係機関及び地域住民等の協力のもと、災害時の混乱や被害を最小限にとどめる必要がある。また、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認し、迅速な連携により防災及び減災に資する訓練・啓発を実施し、市民一人ひとりが日頃から地震災害・風水害に対する認識を深め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、「自らが何をするべきか」を考え、自助・共助能力及び意識の向上に繋げる必要がある。

(地域の災害対応力の充実強化等)

- 地元町内会と消防団の結びつきを強固にし、相互が協力して消防団員の定数確保を継続する体制を構築する必要がある。
- 消防団の訓練や研修等を実施し、専門知識や技術の習得、車両や資機材、個人装備の充実及び既存の災害運用マニュアルの検討修正を行う必要がある。
- 自主防災組織の育成・強化を図り、消防団との連携と災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、地域コミュニティの防災体制の充実が必要である。また、自主防災組織は、地域の実情に応じた地区防災計画の策定が必要である。

(情報通信関係施策の推進)

- 緊急情報を市民に確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、愛知県高度情報通信ネットワーク、市町村防災支援システム、衛星携帯電話、防災行政無線などの設備の保守点検継続や職員の操作習熟度の向上促進等の情報通信関係施策が必要である。

1－2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 地震時等に著しく危険な密集市街地に指定された地区においては、土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業が必要である。
- 狹い道路の拡幅整備が必要である。

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)

- 大規模火災から人命や財産を守るため、耐震性貯水槽等の設置を促進し、災害対応力を向上させる必要がある。
- 民間事業者等と給水活動等について、協定締結等による水利確保のための取組が必要である。
- 火災延焼の拡大を抑制するため、老朽建築物が密集する地区について、居住環境を改善し、老朽建築物除却等が必要である。

(災害対応能力の向上)

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等による防災関係機関等の災害対応力の向上が必要である。

1－3 津波等による死傷者の発生

(南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討)

- 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、国、県、市、関係機関等が協力して検討していく必要がある。

(避難場所・避難路の確保・整備等)

- 著しい浸水が生じるおそれがある地域については、道路等の盛土部、既存のビル、地形を活かした高台等を避難場所として確保する必要がある。また、避難場所に至る通学路や歩行空間を含めた避難路・避難階段等の整備、バリアフリー化のほか、高所へ避難するための階段設置等が必要である。
- 避難に際しては、夜間時や液状化などを考慮して徒步での避難を前提に、避難経路・避難方法を検討し、実行できる環境を整える必要がある。また、自力徒步で避難することが難しい避難行動要支援者が避難する場合等の移送手段も検討する必要がある。

(継続的な防災訓練等の推進)

- 浸水避難体制等を整備する避難計画の策定を行い、訓練を実施する必要がある。

1－4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

- 河川堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、堤防強化、洪水調節施設・雨水ポンプ場の整備や機能強化が必要である。
- 雨水ポンプ場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策が必要である。
- 浸水想定区域などにおける警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画や浸水に係るハザードマップなどを具体的に策定し、避難指示（緊急）等の具体的な発令基準をあらかじめ定める等ソフト対策が必要である。
- 大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うことができるよう、水害ハザードマップなど各種ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせるなど、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策が必要である。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進)

- 安城市水害ハザードマップの活用により、教員・保育士・児童生徒・園児等の実態に合った防災教育活動を推進し、危機意識と状況を適切に判断する力を育てる必要がある。また、学校施設等の立地条件に見合った避難訓練の実施等の防災教育活動を推進し、防災啓発や人材育成を行う必要がある。
- 自主防災組織、消防団及び市が協力し、洪水を対象とした避難勧告等の発令等に着目したタイムラインに沿った総合的な訓練を実施し、日頃から顔の見える関係を構築する必要がある。

(浸水想定区域の指定・見直し)

- 洪水浸水想定等の情報提供や安城市水害ハザードマップの活用により、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害を軽減する必要がある。

(気候変動を踏まえた水災害対策)

- 洪水予報河川について、国、県、気象台、関係市町で構成する洪水予報連絡会に参加し、水位等観測通報に協力し、気候変動を踏まえた水災害対策に努める必要がある。

(水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進)

- 国及び県管理河川を対象に、各圏域、流域の関係市町、気象台で構成する大規模氾濫減災協議会等に参加し、氾濫特性、治水事業の現状を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のために連携して一体的に取り組む必要がある。

(情報通信関係施策の推進)

- 避難勧告等について、災害事象の特性に留意し、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫して、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるよう区域や判

断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルが必要である。

(総合的な治水対策の推進)

- 市街地の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、地下施設等の浸水対策が必要であるほか、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策が必要である。

(災害対応力の強化)

- 水防団の充実強化等による人材育成を行い、適切な組織体制を構築する必要がある。

1－5 土砂災害等による死傷者の発生

- 土砂災害危険箇所等に関する資料について、関係住民への周知が図られるよう考慮し、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所など、実際の避難行動に資するハザードマップを作成して、警戒避難体制を充実・強化する必要がある。

(警戒避難体制の整備等)

- 崖崩れなどの土砂災害等、地震による直接的な被害を最小限に抑えるためのハード対策・ソフト対策が必要である
- 安城市地震ハザードマップ液状化危険度分布図の活用により、教員・保育士・児童生徒・園児等の実態に合った防災教育活動を推進し、危機意識と状況を適切に判断する力を育てる必要がある。また、学校施設等の立地条件に見合った避難訓練の実施等の防災教育活動を推進し、防災啓発や人材育成を行う必要がある。

(災害対応力の強化等)

- 市民自らが救助活動や応急手当を実施できるようにするために、知識の習得や訓練の実施等を被災者救助、捜索関係施策が必要である。
- 各自主防災組織において実施する必要がある。防災訓練や組織の運営、資機材整備、防災マップ作成等の対策支援が必要である。

・目標（2）救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2－1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(迅速な輸送経路啓開等に向けた対策の推進)

- 大規模かつ広域的な災害時に発生する道路啓開等の業務量を軽減するために、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化や非構造部材の転倒・落下防止対策が必要である。
- 災害発生時における地域の経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路の整備を行う必要がある。また、必要な代替ルートの確保が必要である。

(通信設備等の早期復旧体制整備の推進)

- 災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、十分な回線容量を確保し、災害から早期復旧するための体制整備が必要である。

(停電時における電動車等の活用)

- 電源供給が可能な公用車の確保が必要である。
- 電力を自給自足できる住宅を普及させることにより住宅単位での防災力向上を図るために、家庭用燃料電池システム、家庭用リチウムイオン蓄電池システム、住宅用次世代自動車充給電システム及び次世代自動車などの普及促進が必要である。

(一時避難地となる都市公園等の整備)

- 災害時の一時避難地としての役割を担う公園にソーラー照明灯を設置し、防災機能を高める必要がある。

(応急用食料等の提供体制)

- 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や企業等は、協定の締結や防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、その他各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進と関係機関の連携の強化に努め、耐災害性を向上させる必要がある。

(食料・燃料等の備蓄)

- 災害時に迅速に必要となる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、各家庭、事業所、避難所等における備蓄を図る必要がある。また、物資を調達、輸送できるよう、関係業界との連携を深め、災害対応力の強化が必要である。
- 備蓄を行うにあたっては、初期の対応に必要な物資を備蓄し、物資の性格に応じた集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う。また、仮設トイレの備蓄な

ど、公的施設・避難所等の防災機能の強化が必要である。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

- 円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開・活動及び宿営の拠点、人員、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保・整備を図り、これらの拠点等に係る関係機関との情報の共有等災害対応体制を充実強化する必要がある。

2－2 自衛隊、警察、消防等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材強化)

- 円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開・活動及び宿営の拠点、人員、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保・整備を図り、これらの拠点等に係る関係機関との情報の共有等災害対応体制を充実強化する必要がある。

(災害対応業務の実効性の向上)

- 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備する必要がある。また、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力を強化する必要がある。
- 民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 消防施設等の地域の活動拠点となる施設と消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化が必要である。
- 衣浦東部広域連合は、消防車両、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備、強化が必要である。

(消防団員の確保)

- 消防団員加入促進の啓発活動を実施する必要がある。また、消防団員に対する優遇制度として消防団応援事業所及び消防団協力事業所の募集とともに消防団員に対する福利厚生の充実を図り、消防団員数の定数確保を維持する必要がある。
- 市は衣浦東部広域連合と協力し、消防団の活性化を推進し、広域消防体制を整備する必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進)

- 災害時において救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、緊急輸送道路や重要物流道路などを含む幹線道路ネットワークの整備等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。

2－3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱

(帰宅困難者対策の推進)

- 行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員への配慮や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築が必要である。

(帰宅困難者等の受入態勢の確保)

- 帰宅困難者の発生に備え、帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報の展開、事業者による物資の備蓄等の促進、一時的に滞在する場所として利用する施設の確保等の対策が必要である。
- 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を促進することが必要である。また、滞在者等の安全の確保に向けた取組が必要である。

(地方行政機関等の機能低下の回避)

- 参集する職員数を確保し、従事する職員の健康管理を行うことにより長期にわたる災害対応業務ができる体制が必要である。
- 職員の家族の安全確保を図るため、職員の自宅の耐震化・家具固定等の促進が必要である。

2－4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(医療リソースの供給体制の確立)

- 水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等医療リソースを提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力し、連携を強化する必要がある。

(災害拠点病院等の防災・減災機能の強化)

- 災害時の医療救護体制の確認や医療救護班のスキル向上などを図るため、病院等関係機関と連携し、医療救助検討会の開催や訓練を実施する必要がある。

(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)

- 多くの傷病者等に備えるため、中学校等5か所の医療救護所に設置した防災備蓄医薬品を管理、更新する必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 災害時において救援・救護活動、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路等（代替・補完路を含む）を含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防

災、地震対策が必要である。また、洪水対策等の地域の防災対策が必要である。

(救急搬送の遅延の解消)

- 救助活動や各避難所等への物資輸送などの機能を守り、緊急輸送道路から各避難所に物資等を安全に運搬するために、緊急輸送道路等の防災対策の実施及び緊急輸送道路の見直しが必要である。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、電力・通信サービスの安定供給等の確保が必要である。
- 発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討が必要である。

(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

- 被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、民間福祉事業所、近隣住民やボランティア団体、国・県・他市町村等との応援協力体制の確立に努め、要配慮者の緊急一時的な受入体制を整備する必要がある。

(要配慮者利用施設の防災・減災対策の推進)

- 民間の高齢者施設等の防災・減災対策が必要であるため、耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修、非常用自家発電設備・給水設備等の整備を促進することが必要である。

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)

- 福祉避難所等での要配慮者を介助するマンパワー確保のため、通所事業や訪問事業を実施している民間福祉事業所と介護人材派遣の協定を締結する必要がある。

2－5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(下水道施設の耐震化・下水道BCPの充実)

- 下水道の主要な管きょ及び下水道施設の耐震化を早急に進める必要がある。また、下水道事業業務継続計画の見直しを毎年行い、内容を充実させる必要がある。
- 地震による被害の低減と被災地の環境面における安全性を確保するため、耐震性を有する下水道資材を積極的に活用しながら下水道を整備する必要がある。

(避難所となる施設の衛生環境の確保)

- 避難所における新型インフルエンザ等のさまざまな感染症の発生及び蔓延を防止するため、衛生管理体制を整備する必要がある。
- 被災地における害虫駆除等防疫体制が整備できるよう、貸出用防疫機器や薬剤の備蓄が必要である。
- 新型インフルエンザ等の感染症蔓延下において災害が発生した場合、可能な限り多くの避難所を確保する必要があることから、ホテルや旅館等を避難所として活用することを検討する必要がある。

(医療活動を支える取組の推進)

- 応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努め、医療活動を支える取組が必要である。

2－6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 良好的な避難所環境の確保及び円滑な避難所開設・運営体制を確保するため、避難所等の防災拠点に災害用マンホールトイレ及び井戸を設置することにより、衛生環境を維持し、生活用水を確保する必要がある。

(避難所の運営体制等の整備)

- 妊産婦・乳幼児にも配慮した避難所運営マニュアルを作成し、各地域の実情を踏まえた避難所ごとの運営体制を整備する必要がある。
- 訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、市民等が主体的に避難所を運営する取組が必要である。
- 一般避難所では生活することが困難な要配慮者の避難所として総合福祉センター及び地域福祉センターが必要である。

(継続的な防災教育等の推進)

- 教員・保育士・児童生徒・園児等の実態に合った防災教育活動を推進し、危機意識と状況を適切に判断する力を育てる必要がある。また、避難所生活での健康管理や生活の在り方等について、特別活動や学級活動等の授業に取り入れ、防災啓発や人材育成を行う必要がある。

(避難所における必要物資の確保等)

- 被害の小さかった住宅の市民が避難しなくて済むよう、防災イベント等の参加者に対して防災パンフレットを配布し、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資について1週間程度（最低でも3日分以上）の家庭内備蓄の促進が必要である。
- 防災倉庫を一般避難所、福祉避難所、特定福祉避難所に設置する必要がある。また、優先度の高い物資や女性の視点を取り入れた備蓄、乳幼児や高齢者などの要配慮者に必要な生活物資の備蓄等が必要である。
- 応急給水体制を強化するため、組立式給水コンテナ等を活用し、各浄配水場から各避難所に水道水を運搬する運搬給水訓練を定期的に実施し、迅速な応急給水体制を強化する必要がある。

(避難所外避難者への対策の整備)

- 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策が必要である。また、迅速な被災者支

援のために被災者台帳作成の体制が必要である。

(保健医療機能の確保等)

- 災害時保健活動の拠点となる保健センター施設について、建物の被害状況を把握し使用可否を判定できる人材を養成するために県の研修会へ参加する必要がある。また、機能確保のため、必要に応じて災害時保健活動マニュアルの見直しを実施し、避難所等の支援体制を整備する必要がある。

(避難所等の資機材等整備の推進)

- 避難所における避難市民の生活を確保するため、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等、必要と考えられる生活必需物資、資機材等の備蓄・整備や耐震改修、バリアフリー化を促進することが必要である。
- 高齢者施設等の防災改修及び非常用自家発電設備の設置と給水設備等の整備が必要である。

(避難生活における要配慮者支援)

- 要配慮者に対する支援が適切に行われるような措置が必要である。
- 被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりが必要である。

(避難行動要支援者への支援)

- 避難行動要支援者名簿を作成し、名簿等の避難支援等関係者への提供についての同意を得て、避難行動要支援者に関する情報の共有や個別支援（避難）計画の作成を促進し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援が必要である。

・目標（3）必要不可欠な行政機能は確保する

3－1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

(公共の安全等の秩序維持体制の整備)

- 地震発生時に治安維持機能が低下しないよう、県警と連携して地域安全情報の収集及び提供、自主防犯団体のパトロール等への効果的な支援体制の確立が必要である。

(緊急交通路の確保)

- 停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討が必要である。また、緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を早期に構築する必要がある。

(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)

- 自主防災組織の育成・強化を図り、消防団との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実が必要である。
- 研修の実施等による防災リーダーの育成、ネットワーク化、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施が必要である。
- 「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動に継続的に取り組むこと必要である。

3－2 国、県、市、地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(地方行政機関等の機能維持)

- 実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などが必要である。

(自治体の業務継続計画の作成及び見直し)

- 社会状況の変化、人事異動等による組織の改正、各課の新しい防災への取り組み等、絶えず変化する業務に対応するため、継続的に安城市役所業務継続計画(BCP)及び班別職員行動マニュアルの見直しが必要である。

(行政職員の不足への対応)

- 災害時相互応援協定を締結している自治体との連携強化を図り、安城市災害時受援計画を基に外部からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。

(防災拠点等の耐震化等の推進)

- 市庁舎などの公共建築物は、災害対策の拠点や避難所として防災上重要な役割を担うため、大規模な災害に際しても大きな機能障害を生じないよう、計画的かつ効果的な耐震化・不燃化を推進し、災害時の施設機能停止・低下を回避することが必要

<p>である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高度成長期以降に整備されたインフラの老朽化に対応するため、安城市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）や個別類型ごとの長寿命化計画の策定により、計画的かつ着実に維持管理・更新等を行うことが必要である。
<p>(業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎が使用できなくなった場合を想定し、庁舎の代替施設の耐震化等が必要である。
<p>(道路の防災対策等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方行政機関の周辺インフラの被災に対応するため、道路の防災、地震対策や無電柱化等、津波、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。
<p>(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設等については、大規模な災害に際しても大きな機能障害を生じないよう、耐震化・不燃化が必要である。また、天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等が必要である。 ○ 災害時の拠点となる市の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進することが必要である。
<p>(災害応急対策の実施体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中心的な役割を果たす災害対策本部機能を強化し、被害報告等を円滑に実施するため、危機管理情報システムの操作の習熟を図るための研修等を実施する必要がある。 ○ 防災部門機能の充実強化のため、専門の研修機関の研修会・説明会に積極的に参加することで、災害対応の能力の向上及び専門知識の習得が必要である。
<p>(県・近隣市間の連携強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、県や近隣市等との相互応援に関する協定の締結に努め、連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備する必要がある。 ○ 関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能を向上させる必要である。 ○ 西三河防災減災連携研究会による広域的な防災対策を強化する必要がある。

・目標（4）必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4－1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

- 大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図る必要がある。
また、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策や抜本的対策を実施し、防災体制を強化する必要がある。
- 市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化する必要がある。
- 平常時より無線設備の点検を実施する必要がある。また、無線設備や非常電源設備を耐震性のある場所へ設置する必要がある。

(情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備等の対策を検討する必要がある。また、安城市役所業務継続計画（BCP）の見直しが必要である。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- 電力施設、通信施設等の管理者は、関係施設等について、耐震性の確保を図る必要がある。また、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保が必要である。
- 大規模災害が発生した場合に備えて、長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し、被災地域への通信の疎通確保対策等を検討する必要がある。
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災、地震対策や無電柱化必要がある。また、洪水対策等の地域の防災対策が必要である。

(災害対応力の強化等)

- 災害時の被害状況調査においてマルチコプターを有効活用するため、市職員または消防団機能別団員を対象とした研修、訓練計画による操作者の育成が必要である。

4－2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(放送設備等の防災対策と多様な情報提供の手段の確保)

- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、関係事業者の協力を得つつ、さまざまな環境下にある市民等に対して警報等が確実に伝わるよう、緊急速報メール機能、防災ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いて伝達手段を多重化、多様化する必要がある。

(災害対応業務の標準化)

- 円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開・活動及び宿営の拠点、人員、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保・整備を図り、これらの拠点等に係る関係機関との情報の共有等災害対応体制を充実強化する必要がある。

(情報通信インフラの整備)

- 災害時に無料で利用できる公衆無線LANサービス「Anjo-free-wifi」の整備を促進し、各公民館などで市民の情報収集ツールのひとつとして提供する必要がある。

(道路被害情報共有の強化)

- 大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステム連携を強化する必要がある。

(水防テレメータシステムの整備)

- 国、県及び市管理河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行う必要がある。また、必要に応じて、水位計・河川監視カメラ等を増設し、洪水における河川水位等の情報伝達体制の充実が必要である。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(効果的な教育・啓発の実施)

- 市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知する必要がある。
- 緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報紙・PR紙などを活用して広報活動を実施し、早期避難に繋がる効果的な教育・啓発に取り組む必要がある。

(情報伝達手段の多様化の推進)

- 緊急情報を市民に確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、愛知県高度情報通信ネットワーク、市町村防災支援システム、衛星携帯電話、防災行政無線などの設備の保守点検継続や職員の操作習熟度の向上促進等の情報通信関係施策が必要である。
- 外国人住民に対する情報発信力の強化及び災害時の避難所における外国人住民の生活をサポートするため、他市の仕組みを研究し、市民協働課フェイスブック「Anjo-info」等を改善する必要がある。またボランティアコーディネーターに対してやさしい日本語やピクトグラムの活用による情報提供の有用性について研修を実施し、

情報発信のための体制整備を行う必要がある。

(災害対応力の向上)

- 災害時の被害情報収集・地理情報活用・リアルタイム被害予測など他自治体とのプラットフォームの共通化を可能とする「次世代型災害情報システム」の構築に向けて、名古屋大学や県内関係自治体と共同で研究開発及び実証実験を行うなど、情報収集・提供手段の確保に向けた取組が必要である。

(避難勧告等の発令)

- 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図り、適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

- 避難指示等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルが必要である。
- 躊躇なく避難指示（緊急）を発令できるよう、具体的な区域を設定し、丁寧で適切な情報を提供する必要がある。また、避難を促す状況情報の提供が必要である。
- あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行う必要がある。また、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に関する施策を展開する必要がある。

・目標（5） 経済活動を機能不全に陥らせない

5－1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

(個別企業BCP策定等の促進)

- 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用する必要がある。
- 市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る必要がある。また、BCPの策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力を向上させる必要がある。
- 企業は、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動を推進する必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 生産拠点と物流施設を結ぶルートの耐災害性を高めるため、幹線道路ネットワークを整備する必要がある。
- 道路の防災、地震対策や無電柱化対策が必要である。また、地域全体の被災危険性も考慮しつつ、洪水対策等の地域の防災対策を行う必要がある。

5－2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)

- 緊急輸送ルート等の確保にあたって、幹線道路ネットワークを整備する必要がある。また、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する必要がある。

(末端供給拠点の災害対応力強化と自立型エネルギー設備の導入)

- 市の施設等において、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の導入・整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等が必要である。また、次世代自動車の普及促進を図り、エネルギー供給源の多様化・分散化を推進して、災害対応力を強化する必要がある。
- ごみ焼却施設をエネルギー施設として環境負荷の低減を図りつつ整備、推進することが必要である。

5－3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(交通施設の防災対策の推進)

- 鉄道各線区における災害被害を軽減するため、線路建造物及び電気、建築施設の耐震性の向上、既設設備の改良及び増備、通信施設の整備充実が必要である。
- 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制や復旧用資材・機器の整備充実が必要である。
- 災害発生時における地域の経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路の整備を行う必要がある。また、必要な代替ルートの確保が必要である。

5－4 食料等の安定供給の停滞

(食品産業事業者等の災害対策の強化)

- 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や企業等は、協定の締結や防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、その他各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施など事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進と関係機関の連携の強化に努め、耐災害性を向上させる必要がある。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農地及び排水機、水路等の農業用施設の災害対応力強化のため、老朽化施設等の整備の推進を図る必要がある。また、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるなど、防災・減災対策が必要である。

(サプライチェーン輸送モードの強化)

- 発災時の救援物資等の輸送を迅速かつ効果的に行うため、地域内輸送拠点の整備を行う必要がある。また、搬入・運搬体制を強化し、物流ネットワークを構築する必要がある。

5－5 異常渴水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化等の推進)

- 老朽化が進む上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化が必要である。
- 幹線配水管や重要管路等の耐震管への布設替えを行う必要がある。また、応急給水施設の設置及び浄配水場施設の耐震化を行う。

(水の安定供給)

- 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制の構築が必要である。また、異常渴水や地震等による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関

が連携して水利調整等の対策が必要である。

- 用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共用を綿密に行う必要がある。また、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効利用した水資源の有効利用等の取組が必要である。

・目標（6）ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小化し、早期に復旧する

6－1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

（電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化）

- 電力供給機関は災害時における電力供給を確保し、市民生活の安定を図るために電力設備の防災対策を行う必要がある。
- 企業は、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動を推進する必要がある。

（民間事業者との連携による燃料の確保等）

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制が必要である。

6－2 上水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設等の耐震化等の推進）

- 被災時における給水機能を維持し、市民の生活用水を確保するため、水道施設の被害を最小限にとどめるよう、施設の耐震性向上に留意した改良又は整備を行い、施設の防災性を強化する必要がある。水道施設の耐震性の確保については、強度が低下している老朽管の更新時に耐震化を図り、浄配水場施設の新設拡張更新、改良等の際には耐震設計及び耐震施工に努める必要がある。
- 特に、災害時に重要な拠点となる病院、避難所、福祉避難所、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など人命の安全確保を図るために、給水優先度が高い施設の配水管について優先的な耐震化が必要である。
- 幹線配水管や重要管路等の耐震管への布設替えを行う必要がある。また、応急給水施設の設置及び浄配水場施設の耐震化を行う。

（上水道等の復旧の体制等の強化）

- 応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するため、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立が必要である。

6－3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実）

- 下水道管理者は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたって、公益社団法人日本下水道協会等の定める指針や基準に適合させ、かつ、地域や地質の実状

に応じて必要な対策を講じる必要がある。

- 下水道施設の被災時における復旧作業を円滑に実施するため、緊急連絡体制の確立、復旧用資機材の確保や復旧体制の確立が必要である。

(浄化槽の整備)

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が必要である。

(汚水処理施設等の維持管理及び防災対策の強化)

- 中心市街地の汚水を収集する幹線管きょ及び中継ポンプ場等の耐震化が必要である。
- し尿処理施設の安定稼働を図るため、適切な整備を実施する必要がある。

6－4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

(輸送ルート確保の強化)

- 輸送ルートの確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等が必要である。
- 道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携による複数輸送ルートの確保が必要である。
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援を行う必要がある。また、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化が必要である。
- 緊急輸送道路等（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急性、重要度を考慮して集中的な人員、資機材を投入し、迅速な応急復旧を行う必要がある。

(交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備)

- 大規模地震発災後、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供などの体制整備が必要である。
- 災害発生時における地域の経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路の整備を行う必要がある。また、必要な代替ルートの確保が必要である。
- 広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行う必要がある。また、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化が必要である。

(道路における冠水対策)

- 道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るなど、警察及び衣浦東部広域連合等と連携した適切な道路管理が必要である。
- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、道路冠水想定箇所一覧（愛知県公表）等による冠水危険箇所を示す必要がある。また、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性を強化する必要がある。

(道路啓開など総合啓開の連携強化)

- 「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる必要がある。

6－5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(防災インフラの迅速な復旧に向けた取組)

- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制の構築や、地域建設業等の防災減災の担い手確保に取り組み、迅速な応急・災害復旧のための県開催の研修や講習会への参加し、技術支援等を受ける必要がある。

(関係機関における円滑な情報共有)

- 国によるSIP4D、災害情報ハブ等の取組を踏まえ、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。

・目標（7）制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(救助活動能力の充実・強化)

- 人命救助に必要な消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車等の救助機械、担架等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検が必要である。
- 地元町内会と消防団の結びつきを強固にし、相互が協力して消防団員の定数確保を継続する体制を構築する必要がある。
- 消防団の訓練や研修等を実施し、専門知識や技術の習得、車両や資機材、個人装備の充実及び既存の災害運用マニュアルの検討修正を行う必要がある。
- 高機能消防指令センターや耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備が必要である。

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策が必要である。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策が必要である。
- 家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者に周知し、室内安全対策を促進することが必要である。

(公共施設等の耐震化の推進・促進)

- 官庁施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化し、大規模な災害に際しても大きな機能障害を生じないよう、計画的かつ効果的な耐震化・不燃化を推進し、災害時の施設機能停止・低下を回避することが必要である。
- 学校施設等（幼稚教育・保育施設を含む）の長寿命化を図るため計画的改修を行う必要がある。また、老朽化に伴う建替えが必要である。
- 天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等が必要である。

(要配慮者利用施設の防災・減災対策の推進)

- 民間の高齢者施設等の防災・減災対策が必要であるため、耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修、非常用自家発電設備・給水設備等の整備を促進することが必要である。

(感震ブレーカー等の普及)

- 地震発生後の通電火災による被害の拡大を減らすため、各家庭への感震ブレーカーの設置を推進し、市公式ウェブサイト・窓口・まちかど講座等でのPRなど、効果的な啓発を行い、通電火災対策を実施する必要がある。

(災害対応力の向上)

- 道路橋梁の耐震補強、道路の盛土補強、液状化対策、無電柱化等が必要である。

- 緊急輸送道路の整備、緊急通行車両等の進入路の整備、官民の自動車プロープ情報を融合し活用するシステムの運用等が必要である。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等を活用する必要がある。

(適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進)

- 防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策が必要である。

7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺

(沿道の住宅・建築物の耐震化の促進)

- 道路閉塞を防ぐため、沿道建築物の耐震診断・耐震改修等の対策が必要である。

(道路の閉塞等への対策)

- 交差・隣接する土木構造物の倒壊や、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞し、交通網の麻痺につながる恐れがあるため、これらの耐震化又は除却が必要である。

(危険な空き家等の除却等への支援)

- 適切に管理されていない空き家等を適正に管理し、地震による空き家の倒壊を防止する必要がある。

(災害情報の収集体制の強化)

- 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制を整備する必要がある。
- マルチコプターなど情報収集用資機材の充実及び操作者の育成など、情報収集体制を強化する必要がある。

7-3 雨水ポンプ場等の防災施設の損壊・機能不全による被害の発生

(雨水ポンプ場等の防災対策の推進)

- 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、雨水ポンプ場・排水機場の耐震化が必要である。
- 雨水ポンプ場・排水機場は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な整備・維持管理が必要である。

(土砂災害対策の推進)

- ハザードマップに土砂災害警戒区域を明示し、周知を図るとともに実際の避難行動に資する対策を実施する必要がある。

(ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

- 施設管理については、より効率的な点検・診断が必要である。また、地図情報・防

災情報などの多様なデータを管理できる情報プラットフォームを構築し災害時にも活用する必要がある。

- 雨水ポンプ場等の安全性や二次災害発生のおそれのある箇所の把握など、ソフトとハードを適切に組み合わせた対策が必要である。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

(有害物質の流出等の防止対策の推進)

- 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、消防法等の規定を遵守し、危険物施設を保全する必要がある。また、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化等防災対策を促進する必要がある。
- 毒物劇物屋外貯蔵タンクについて、流出防止の防液堤、貯留槽等、耐火構造の専用施設の設置が必要である。また、毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図り、毒物劇物の保有施設については、応急措置のための設備器材等の配備が必要である。
- アスベストの飛散による健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、アスベストに関する啓発活動を行う必要がある。また、アスベスト飛散防止対策が必要である。

・目標（8）社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8－1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物の仮置場の確保の推進)

- 十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保が必要である。また、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持が必要である。

(災害廃棄物処理計画に基づく対策の促進等)

- 災害廃棄物処理計画に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、広域的な連携体制や民間連携の促進等が必要である。

(ごみ焼却施設等の災害対応力の強化等)

- 災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための広域的な処理計画が必要である。
- 廃棄物処理を災害発生時で安定的に継続できるように、廃棄物収集運搬するルートを確保する必要がある。また、廃棄物処理施設の整備が必要である。

8－2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(復旧・復興を担う人材等の育成等)

- ボランティア関係団体と相互に連絡・連携し、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境を整備する必要がある。また、調整役となるコーディネーターの確保と養成が必要である。
- 防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図る必要がある。また、大学等の研究機関と連携し、人材の育成と外部の専門家等の意見・支援を活用する仕組みを構築する必要がある。

(地方行政機関等の機能低下の回避)

- 社会状況の変化、人事異動等による組織の改正、各課の新しい防災への取り組み等、絶えず変化する業務に対応するため、継続的に安城市役所業務継続計画(BCP)及び班別職員行動マニュアルの見直しが必要である。
- 災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する必要がある。また、定期的に訓練を行い、他の職員、機関等との連携等についての徹底が必要である。

(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)

- 被災後の迅速な復旧・復興を図るため、大規模災害を想定した復興組織や復興体制等の整備が必要である。

- 震災後の防災街区として再生を図り、都市が迅速かつ円滑に復興できるよう、市民と行政が協働でまちづくりを考える「事前復興まちづくり」に取り組みたい地域を支援することで、防災意識を向上させる必要がある。
- Society 5.0の実現とともにSDGs達成に向けた取組など、研究機関や民間事業者における基礎技術から応用技術に至る市民の安全・安心に係る幅広い分野での社会実装に向けた研究開発を促進することが必要である。その際、地域強靭化に係る研究施設の機能強化、研究開発の他目的への転用など、他目的の研究開発の地域強靭化の各分野への活用を推進し、効率的・効果的に研究開発を行うことが必要である。
- CASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）やMaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）など、地域強靭化以外の分野を含めた技術開発成果の転用、活用を推進し、効率的・効果的に研究開発を行うことが必要である。

(災害ボランティアの円滑な受入)

- 災害ボランティアセンターの運営マニュアルの精度を高める必要がある。また、災害ボランティアセンターの運営訓練を継続実施し、ボランティア関係団体と連携する必要がある。
- ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いややすい環境づくりのための普及・啓発活動が必要である。
- 災害時において防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及び中間支援組織等の連携が必要である。また、地方公共団体に設置される災害対策本部に民間の専門家等を受け入れる体制が必要である。

(円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保)

- 地震の発生により多数の遺体が発生した場合に、適切な遺体対応が困難になることを防ぐため、火葬場の相互応援等の訓練の実施や遺体安置所の資機材を整備する等の取り組みが必要である。

8－3 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)

- 河川について、河道の整備を図り、河口部の堤防、水門等について改築する必要がある。また、地盤沈下による治水機能の低下に対応して、排水機場設置などにより低地河川としての整備を行うなど、流域減災対策が必要である。

8－4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

- 応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を整備する必要がある。

- 災害時のオープンスペースを確保するため、公園の計画的な整備が必要である。
- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、あらかじめオープンスペースを確保する必要がある。また、オープンスペースの活用方法についても調整が必要である。

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

- 自宅の全壊等で、多数の一時的な住まいの需要が発生することに備え、応急仮設住宅の建設に係る愛知県との連絡体制の確認、候補地台帳の更新、模擬訓練に参加することにより、被災時の応急仮設住宅建設を円滑に実施する体制が必要である。
- 市と関連団体との協定に基づき、提供された民間賃貸住宅の情報を把握することにより、入居管理体制を整備する必要がある。
- 市が整備をする公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対応すべく戸数の確保を行う必要がある。また、長寿命化計画の策定により、計画的かつ着実に維持管理・更新等を行うことが必要である。

(自宅居住による生活再建の促進)

- 職員等に対しては、被災建築物応急危険度判定士養成講習会の受講により、判定士を養成することが必要である。

8－5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の耐震化等の推進)

- 個人、町内会等で保管・管理する市指定文化財について、資料の状態確認・保管状況の聞き取り・実見して把握し、防災上・文化財保存上問題があれば改善のための助言をすることで、保管状態の向上、文化財の耐震化、防災設備の整備等を行うことが必要である。さらに、未指定の文化財についても把握と保全が必要である。

(博物館の展示物・収蔵物の被害の最小化)

- 歴史博物館、市民ギャラリー、埋蔵文化財センターの収蔵庫の棚に落下防止対策を施すなど防災対策を推進し、被害を最小限に留める必要がある。
- 展示品・収蔵品、市内に所在する指定文化財・未指定文化財を含む様々な歴史資料の体系的な地震対策や、発災時の行動・対応マニュアルを作成などの文化財の保護対策が必要である。

8－6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(復興体制や手順の検討等)

- 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制を整備する必要がある。また、業務を支援するシス

テムの活用が必要である。

8-7 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

- 非被災地に対して、被害の状況、支援の要望とともに、過度の風評、経済停滞を招かないよう、復旧・復興の見込み等に関する情報発信体制を整備する必要がある。

(別紙2)施策分野ごとの脆弱性評価結果

1) 個別施策分野

① 行政機能/警察・消防等/防災教育等

➤ 行政機能

(業務継続計画等の見直し)

- 社会状況の変化、人事異動等による組織の改正、各課の新しい防災への取り組み等、絶えず変化する業務に対応するため、継続的に安城市役所業務継続計画（BCP）及び班別職員行動マニュアルの見直しが必要である。

(非常時優先業務の実施)

- 災害時の拠点となる市の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進することが必要である。

(災害対応力の強化)

- 市庁舎などの公共建築物は、災害対策の拠点や避難所として防災上重要な役割を担うため、大規模な災害に際しても大きな機能障害を生じないよう、計画的かつ効果的な耐震化・不燃化を推進し、災害時の施設機能停止・低下を回避することが必要である。
- 外部からの支援を効率的・効果的に受け入れ、人命救助のために重要な72時間において効率的な活動ができるように、救助活動・医療活動・物資調達・燃料供給等の業務単位で安城市災害時受援計画を策定し、適宜見直しを行うことが必要である。
- 大規模火災から人命や財産を守るため、耐震性貯水槽等の設置を促進し、災害対応力を向上させる必要がある。

(近隣市町等からの支援)

- 災害時相互応援協定を締結している自治体との連携強化を図り、安城市災害時受援計画を基に外部からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。

➤ 警察・消防等

(情報収集・提供及び通信の高度化・多重化等)

- 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制を整備する必要がある。
- マルチコプターなど情報収集用資機材の充実及び操作者の育成など、情報収集体制を強化する必要がある。

(救助・救援等に係る体制強化)

- 円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開・活動及び宿営の拠点、人員、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保・整備を図り、これらの拠点等に係る関係機関との情報の共有等災害対応体制を充実強化する必要がある。
- 自主防災組織の育成・強化を図り、消防団との連携と災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、地域コミュニティの防災体制の充実が必要である。また、自主防災組織は、地域の実情に応じた地区防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行えるよう、地域防災力の充実強化が必要である。
- 各自主防災組織において実施する必要がある。防災訓練や組織の運営、資機材整備、防災マップ作成等の対策支援が必要である。

(災害対応の装備資機材等の充実)

- 市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化する必要がある。
- 防災倉庫を一般避難所、福祉避難所、特定福祉避難所に設置する必要がある。また、優先度の高い物資や女性の視点を取り入れた備蓄、乳幼児や高齢者などの要配慮者に必要な生活物資の備蓄等が必要である。

(地域における防災体制の強化)

- 消防団員加入促進の啓発活動を実施する必要がある。また、消防団員に対する優遇制度として消防団応援事業所及び消防団協力事業所の募集とともに消防団員に対する福利厚生の充実を図り、消防団員数の定数確保を維持する必要がある。
- 地元町内会と消防団の結びつきを強固にし、相互が協力して消防団員の定数確保を継続する体制を構築する必要がある。
- 消防団の訓練や研修等を実施し、専門知識や技術の習得、車両や資機材、個人装備の充実及び既存の災害運用マニュアルの検討修正を行う必要がある。

➤ 防災教育等

(効果的な教育・啓発の実施)

- 防災ラジオ等の活用による緊急地震速報等の周知とともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等、地震についての正しい知識、防災対応等についての啓発が必要である。
- 災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等との協力、地域との連携を促進し、地域の実情に応じた防災教育及び訓練を実施する必要がある。
- 教員・保育士・児童生徒・園児等の実態に合った防災教育活動を推進し、危機意識

と状況を適切に判断する力を育てる必要がある。また、避難所生活での健康管理や生活の在り方等について、特別活動や学級活動等の授業に取り入れ、防災啓発や人材育成を行う必要がある。

- 自主防災組織の育成・強化を図り、消防団との連携と災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、地域コミュニティの防災体制の充実が必要である。また、自主防災組織は、地域の実情に応じた地区防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行えるよう、地域防災力の充実強化が必要である。
- 安城市地域防災計画（地震災害対策計画編・風水害等災害対策計画編）及び安城市水防計画に基づき、各防災関係機関及び地域住民等の協力のもと、災害時の混乱や被害を最小限にとどめる必要がある。また、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認し、迅速な連携により防災及び減災に資する訓練・啓発を実施し、市民一人ひとりが日頃から地震災害・風水害に対する認識を深め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、「自らが何をするべきか」を考え、自助・共助能力及び意識の向上に繋げる必要がある。
- 「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るために、防災活動に継続的に取り組むこと必要である。

② 住宅・都市

（住宅・建築物等の耐震化等）

- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策が必要である。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策が必要である。
- 官庁施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化し、大規模な災害に際しても大きな機能障害を生じないよう、計画的かつ効果的な耐震化・不燃化を推進し、災害時の施設機能停止・低下を回避することが必要である。
- 高層建築物については、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進することが必要である。
- 市が整備をする公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対応すべく戸数の確保を行う必要がある。また、長寿命化計画の策定により、計画的かつ着実に維持管理・更新等を行うことが必要である。

（火災に強いまちづくり等の推進）

- 地震発生後の通電火災による被害の拡大を減らすため、各家庭への感震ブレーカーの設置を推進し、市公式ウェブサイト・窓口・まちかど講座等でのPRなど、効果的な啓発を行い、通電火災対策を実施する必要がある。

- 災害時の一時避難地としての役割を担う公園にソーラー照明灯を設置し、防災機能を高める必要がある。

(災害時の水の確保)

- 災害時に迅速に必要となる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、各家庭、事業所、避難所等における備蓄を図る必要がある。また、物資を調達、輸送できるよう、関係業界との連携を深め、災害対応力を強化する必要がある。
- 幹線配水管や重要管路等の耐震管への布設替えを行う必要がある。また、応急給水施設の設置及び浄配水場施設の耐震化を行う。

(渴水対策等の推進)

- 用水供給整備水準を超える渴水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共用を綿密に行う必要がある。また、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効利用した水資源の有効利用等の取組が必要である。

(水道施設の耐災害性の強化)

- 被災時における給水機能を維持し、市民の生活用水を確保するため、水道施設の被害を最小限にとどめるよう、施設の耐震性向上に留意した改良又は整備を行い、施設の防災性を強化する必要がある。水道施設の耐震性の確保については、強度が低下している老朽管の更新時に耐震化を図り、浄配水場施設の新設拡張更新、改良等の際には耐震設計及び耐震施工に努める必要がある。
- 特に、災害時に重要な拠点となる病院、避難所、福祉避難所、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など人命の安全確保を図るために、給水優先度が高い施設の配水管について優先的な耐震化が必要である。

(下水道施設の耐震化等の推進・下水道BCPの充実)

- 下水道管理者は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたって、公益社団法人日本下水道協会等の定める指針や基準に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる必要がある。
- 下水道施設の被災時における復旧作業を円滑に実施するため、緊急連絡体制の確立、復旧用資機材の確保や復旧体制の確立が必要である。

(汚水処理施設等の維持管理及び防災対策の強化)

- 中心市街地の汚水を収集する幹線管きょ及び中継ポンプ場等の耐震化が必要である。
- し尿処理施設の安定稼働を図るため、適切な整備を実施する必要がある。

(危険な空家等の除却等への支援)

- 適切に管理されていない空き家等を適正に管理し、地震による空き家の倒壊を防止

する必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

- 行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員への配慮や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築が必要である。
- 帰宅困難者の発生に備え、帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報の展開、事業者による物資の備蓄等の促進、一時的に滞在する場所として利用する施設の確保等の対策が必要である。
- 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を促進することが必要である。また、滞在者等の安全の確保に向けた取組が必要である。

(各種施設の災害対応機能の強化)

- 企業は、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動を推進する必要がある。
- 避難所における避難市民の生活を確保するため、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等、必要と考えられる生活必需物資、資機材等の備蓄・整備や耐震改修、バリアフリー化を促進することが必要である。

(道路の防災対策の推進)

- 生産拠点と物流施設を結ぶルートの耐災害性を高めるため、幹線道路ネットワークを整備する必要がある。
- 道路の防災、地震対策や無電柱化対策が必要である。また、地域全体の被災危険性も考慮しつつ、洪水対策等の地域の防災対策を行う必要がある。

(多様な手法を活用した迅速な仮設期の住まいの確保)

- 市と関連団体との協定に基づき、提供された民間賃貸住宅の情報を把握することにより、入居管理体制を整備する必要がある。

(復興に向けた住まいの在り方)

- 自宅の全壊等で、多数の一時的な住まいの需要が発生することに備え、応急仮設住宅の建設に係る愛知県との連絡体制の確認、候補地台帳の更新、模擬訓練に参加することにより、被災時の応急仮設住宅建設を円滑に実施する体制が必要である。
- 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制を整備する必要がある。また、業務を支援するシステムの活用が必要である。

(浸水対策の推進)

- 大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うことができるよう、水害ハザードマップなど各種ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせるなど、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策が必要である。

(文化財の防災対策等)

- 個人、町内会等で保管・管理する市指定文化財について、資料の状態確認・保管状況の聞き取り・実見して把握し、防災上・文化財保存上問題があれば改善のための助言をすることで、保管状態の向上、文化財の耐震化、防災設備の整備等を行うことが必要である。さらに、未指定の文化財についても把握と保全が必要である。
- 歴史博物館、市民ギャラリー、埋蔵文化財センターの収蔵庫の棚に落下防止対策を施すなど防災対策を推進し、被害を最小限に留める必要がある。
- 展示品・収蔵品、市内に所在する指定文化財・未指定文化財を含む様々な歴史資料の体系的な地震対策や、発災時の行動・対応マニュアルを作成などの文化財の保護対策が必要である。

③ 保健医療・福祉

(災害時における保健医療機能の確保)

- 多くの傷病者等に備えるため、中学校等5か所の医療救護所に設置した防災備蓄医薬品を管理、更新する必要がある。
- 災害時の医療救護体制の確認や医療救護班のスキル向上などを図るために、関係機関と連携し、医療救助検討会の開催や訓練を実施する必要がある。
- 水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等医療リソースを提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力し、連携を強化する必要がある。
- 災害時保健活動の拠点となる保健センター施設について、建物の被害状況を把握し使用可否を判定できる人材を養成するために県の研修会へ参加する必要がある。また、機能確保のため、必要に応じて災害時保健活動マニュアルの見直しを実施し、避難所等の支援体制を整備する必要がある。

(保健医療施設等における燃料の確保)

- 市の施設等において、代替エネルギー・システムの活用を含め自家発電設備等の導入・整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等が必要である。また、次世代自動車の普及促進を図り、エネルギー供給源の多様化・分散化を推進して、災害対応力を強化する必要がある。

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)

- 福祉避難所等での要配慮者を介助するマンパワー確保のため、通所事業や訪問事業を実施している民間福祉事業所と介護人材派遣の協定を締結する必要がある。
- 被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、民間福祉事業所、近隣住民やボランティア団体、国・県・他市町村等との応援協力体制の確立に努め、要配慮者の緊急一時的な受入体制を整備する必要がある。

④ エネルギー

(エネルギーサプライチェーン等の強化)

- 電力供給機関は災害時における電力供給を確保し、市民生活の安定を図るため電力設備の防災対策を行う必要がある。
- 企業は、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動を推進する必要がある。

(停電時における電動車等の活用)

- 電源供給が可能な公用車の確保が必要である。
- 電力を自給自足できる住宅を普及させることにより住宅単位での防災力向上を図るために、家庭用燃料電池システム、家庭用リチウムイオン蓄電池システム、住宅用次世代自動車充給電システム及び次世代自動車などの普及促進が必要である。

(エネルギー供給能力を維持する施設やシステムの強化)

- ごみ焼却施設をエネルギー施設として環境負荷の低減を図りつつ整備、推進することが必要である。

⑤ 情報通信

(情報通信機能の耐災害性強化、高度化)

- 大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図る必要がある。また、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策や抜本的対策を実施し、防災体制を強化する必要がある。
- 市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化する必要がある。
- 平常時より無線設備の点検を実施する必要がある。また、無線設備や非常電源設備を耐震性のある場所へ設置する必要がある。

(情報手段の多様性の確保)

- 災害情報共有システム（Lアラート）等を活用し、気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、情報伝達手段の多重化、多様化が必要である。
- 災害時に無料で利用できる公衆無線LANサービス「Anjo-free-wifi」の整備を促進し、各公民館などで市民の情報収集ツールのひとつとして提供する必要がある。
- 外国人住民に対する情報発信力の強化及び災害時の避難所における外国人住民の生活をサポートするため、他市の仕組みを研究し、市民協働課フェイスブック「Anjo-info」等を改善する必要がある。

(情報通信機能の被災の復旧体制の強化)

- 大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図る必要がある。また、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策や抜本的対策を実施し、防災体制を強化する必要がある。

⑥ 産業・経済

(企業BCP策定の促進等)

- 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCP策定・運用する必要がある。
- 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や企業等は、協定の締結や防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、その他各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進と関係機関の連携の強化に努め、耐災害性を向上させる必要がある。

⑦ 交通・物流

(災害時における代替輸送ルート等の検討)

- 輸送ルートの確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等が必要である。
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援を行う必要がある。また、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化が必要である。
- 災害発生時における地域の経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路の整備を行う必要がある。また、必要な代替ルートの確保が必要である。

- 広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行う必要がある。また、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化が必要である。

(輸送ルート確保の強化)

- 災害時において救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、緊急輸送道路や重要物流道路などを含む幹線道路ネットワークの整備等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。
- 道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携による複数輸送ルートの確保が必要である。
- 緊急輸送道路等（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急性度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材を投入し、迅速な応急復旧を行う必要がある。
- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、道路冠水想定箇所一覧（愛知県公表）等による冠水危険箇所を示す必要がある。また、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性を強化する必要がある。

(輸送経路啓開に向けた体制整備)

- 大規模地震発災後、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供などの体制整備が必要である。

(迅速な道路啓開、復旧の体制整備)

- 大規模かつ広域的な災害時に発生する道路啓開等の業務量を軽減するために、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化や非構造部材の転倒・落下防止対策が必要である。

(被災状況の迅速な把握・共有)

- 災害時の被害状況調査においてマルチコプターを有効活用するため、市職員または消防団機能別団員を対象とした研修、訓練計画による操作者の育成が必要である。

⑧ 農林水産

(災害時における食料確保対策の強化)

- 被害の小さかった住宅の市民が避難しなくて済むよう、防災イベント等の参加者に対して防災パンフレットを配布し、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資について1週間程度（最低でも3日分以上）の家庭内備蓄の促進が必要である。
- 防災倉庫を一般避難所、福祉避難所、特定福祉避難所に設置する必要がある。また、優先度の高い物資や女性の視点を取り入れた備蓄、乳幼児や高齢者などの要配

慮者に必要な生活物資の備蓄等が必要である。

- 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や企業等は、協定の締結や防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、その他各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進と関係機関の連携の強化に努め、耐災害性を向上させる必要がある。

（食品流通の早期再開に向けた連携・協力体制の拡大）

- 災害時に迅速に必要となる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、各家庭、事業所、避難所等における備蓄を図る必要がある。また、物資を調達、輸送できるよう、関係業界との連携を深め、災害対応力を強化する必要がある。

（農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化）

- 農地及び排水機、水路等の農業用施設の災害対応力強化のため、老朽化施設等の整備の推進を図る必要がある。また、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるなど、防災・減災対策が必要である。

⑨ 地域保全

（総合的な地域保全対策の推進）

- 土砂災害危険箇所等に関する資料について、関係住民への周知が図られるよう考慮し、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所など、実際の避難行動に資するハザードマップを作成して、警戒避難体制を充実・強化する必要がある。
- 浸水想定区域などにおける警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画や浸水に係るハザードマップなどを具体的に策定し、避難指示（緊急）等の具体的な発令基準をあらかじめ定める等ソフト対策が必要である。

（健全な水循環の維持、回復）

- 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保や多水源化を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制の構築が必要である。また、異常渇水や地震等による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策が必要である。
- 用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共用を綿密に行う必要がある。また、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効利用した水資源の有効利用等の取組が必要である。

（総合的な治水対策の推進）

- 市街地の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激

甚化に対応するため、地下施設等の浸水対策が必要であるほか、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策が必要である。

(南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討)

- 南海トラフ地震発生時の広域応援について、国や県の受援計画に基づき、各方面的支援を円滑に受け入れる体制を具体的に定めた安城市災害時受援計画を策定し、適宜見直しを行うことが必要である。

⑩ 環境

(災害廃棄物処理計画に基づく対策の促進等)

- 災害廃棄物処理計画に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、広域的な連携体制や民間連携の促進等が必要である。
- 十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保が必要である。また、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持が必要である。

(浄化槽の災害対応力の強化)

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が必要である。

(有害物質の漏えい対策等の強化)

- 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、消防法等の規定を遵守し、危険物施設を保全する必要がある。また、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化等防災対策を促進する必要がある。
- 毒物劇物屋外貯蔵タンクについて、流出防止の防液堤、貯留槽等、耐火構造の専用施設の設置が必要である。また、毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図り、毒物劇物の保有施設については、応急措置のための設備器材等の配備が必要である。

⑪ 土地利用

(安全な地域づくり)

- 防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策が必要である。

(避難施設及び災害復旧用オープンスペースの確保)

- 災害時のオープンスペースを確保するため、公園の計画的な整備が必要である。
- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、あらかじめオープンスペース

を確保する必要がある。また、オープンスペースの活用方法についても調整が必要である。

(復興事前準備・事前復興の推進)

- 被災後の迅速な復旧・復興を図るため、大規模災害を想定した復興組織や復興体制等の整備が必要である。
- 震災後の防災街区として再生を図り、都市が迅速かつ円滑に復興できるよう、市民と行政が協働でまちづくりを考える「事前復興まちづくり」に取り組みたい地域を支援することで、防災意識を向上させる必要がある。

2) 横断的分野

A リスクコミュニケーション

(地域強靭化に関する教育等の推進)

- 「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動に継続的に取り組むこと必要である。

(非被災地への情報発信)

- 非被災地に対して、被害の状況、支援の要望とともに、過度の風評、経済停滞を招かないよう、復旧・復興の見込み等に関する情報発信体制を整備する必要がある。

(要配慮者への対応)

- 被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、民間福祉事業所、近隣住民やボランティア団体、国・県・他市町村等との応援協力体制の確立に努め、要配慮者の緊急一時的な受入体制を整備する必要がある。

(災害対応業務の標準化等)

- 災害時において防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO 及び中間支援組織等の連携が必要である。また、地方公共団体に設置される災害対策本部に民間の専門家等を受け入れる体制が必要である。
- 円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開・活動及び宿営の拠点、人員、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保・整備を図り、これらの拠点等に係る関係機関との情報の共有等災害対応体制を充実強化する必要がある。

(共助社会づくり)

- 自主防災組織の育成・強化を図り、消防団との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実が必要である。
- 災害ボランティアセンターの運営マニュアルの精度を高める必要がある。また、災害ボランティアセンターの運営訓練を継続実施し、ボランティア関係団体と連携する必要がある。
- 防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図る必要がある。また、大学等の研究機関と連携し、人材の育成と外部の専門家等の意見・支援を活用する仕組みを構築する必要がある。

(避難の円滑化、迅速化等)

- 避難勧告等について、災害事象の特性に留意し、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫して、対象者ごとにるべき避難行動が分かるよう区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルが必要である。

- 市民自らが救助活動や応急手当を実施できるようにするため、知識の習得や訓練の実施等を被災者救助、捜索関係施策が必要である。
- 避難行動要支援者名簿を作成し、名簿等の避難支援等関係者への提供についての同意を得て、避難行動要支援者に関する情報の共有や個別支援（避難）計画の作成を促進し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援が必要である。

B 人材育成

(人材の育成と技術的支援体制の整備)

- ボランティア関係団体と相互に連絡・連携し、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境を整備する必要がある。また、調整役となるコーディネーターの確保と養成が必要である。
- ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いややすい環境づくりのための普及・啓発活動が必要である。

(指導者等の育成)

- 研修の実施等による防災リーダーの育成、ネットワーク化、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施が必要である。

C 老朽化対策

(インフラ老朽化対策等の推進)

- 高度成長期以降に整備されたインフラの老朽化に対応するため、安城市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）や個別類型ごとの長寿命化計画の策定により、計画的かつ着実に維持管理・更新等を行うことが必要である。
- 老朽化が進む上水道、工業用水道、農業水利の耐震化が必要である。

D 研究開発

(強靭化に関する研究開発の促進)

- 災害時の被害情報収集・地理情報活用・リアルタイム被害予測など他自治体とのプラットフォームの共通化を可能とする「次世代型災害情報システム」の構築に向けて、名古屋大学や県内関係自治体と共同で研究開発及び実証実験を行うなど、情報収集・提供手段の確保に向けた取組が必要である。

(技術開発成果の転用と活用)

- Society 5.0の実現とともにSDGs達成に向けた取組など、研究機関や民間事業者における基礎技術から応用技術に至る市民の安全・安心に係る幅広い分野での社会実装に向けた研究開発を促進することが必要である。その際、地域強靭化に係る研究施設の機能強化、研究開発の他目的への転用など、他目的の研究開発の地域強靭化の各分野への活用を推進し、効率的・効果的に研究開発を行うことが必要である。

- CASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）やMaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）など、地域強靭化以外の分野を含めた技術開発成果の転用、活用を推進し、効率的・効果的に研究開発を行うことが必要である。

E 産学官民・広域連携

（産学官民の連携）

- 災害時の被害情報収集・地理情報活用・リアルタイム被害予測など他自治体とのプラットフォームの共通化を可能とする「次世代型災害情報システム」の構築に向けて、名古屋大学や県内関係自治体と共同で研究開発及び実証実験を行うなど、情報収集・提供手段の確保に向けた取組が必要である。
- 災害時において防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO 及び中間支援組織等の連携が必要である。また、地方公共団体に設置される災害対策本部に民間の専門家等を受け入れる体制が必要である。
- 防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図る必要がある。また、大学等の研究機関と連携し、人材の育成と外部の専門家等の意見・支援を活用する仕組みを構築する必要がある。

（広域防災拠点の整備等）

- 市は衣浦東部広域連合と協力し、消防団の活性化を推進し、広域消防体制を整備する必要がある。
- 広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行う必要がある。また、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化が必要である。

（市町村間の協調・連携に係る取組の推進）

- 西三河防災減災連携研究会による広域的な防災対策を強化する必要がある。
- 災害時相互応援協定を締結している自治体との連携強化を図り、外部からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。

安城市国土強靭化地域計画

発行年月：令和2（2020）年8月

編集・発行：安城市企画部 企画政策課

市民生活部 危機管理課

問い合わせ：危機管理課

〒446-8501

愛知県安城市桜町18番23号

電話：0566-71-2220（直通）

FAX：0566-71-2295（直通）

市公式ウェブサイト <https://www.city.anjo.aichi.jp/>